


第2次南房総市地域福祉計画・  
地域福祉活動計画  
～あったかささえあいプラン～

[令和8年度～令和12年度]



令和8年3月

南房総市

社会福祉法人 南房総市社会福祉協議会



## はじめに



近年、地域における動向として少子高齢化の進行や地域経済の変化などが挙げられます。私たちの日常生活環境は日々変化しており、それに伴い地域福祉に関する現状と課題も多様化しています。そのため、これらの課題に真摯に向き合い、地域全体で支え合う仕組みを構築する必要があります。

南房総市では、地域福祉の着実な前進を目指し、地域福祉計画と福祉活動計画を一体的に策定していますが、第1次計画が令和7年度までの期間であるため、この度、新たに令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする第2次計画を策定いたしました。

本計画では、第1次計画から引き続き「みんながつながり支え合う みんなにやさしいまちづくり」という基本理念を掲げ、この理念に基づいて以下の3つの基本目標を設定し、具体的な取り組みを進めてまいります。

第一の目標は「支え合い助け合い、『人』がつながるまちづくり」です。人と人とのあたたかなつながりを大切にし、お互いに支え合い助け合う地域づくりを推進します。

第二の目標は「誰もが安心して『夢』を持って暮らせるまちづくり」です。人々の多様な特性を個性として尊重し、誰もが地域で安心して自分らしく暮らせる環境整備に努めます。

第三の目標は「一人ひとりに寄り添い『未来』へつなげるまちづくり」です。福祉に関するわかりやすい情報提供と発信によって、誰もが必要なサービスや支援へスムーズにアクセスできる体制を構築します。

地域の主役は市民の皆様です。本計画の実現に向けて共に取り組んでいきましょう。

最後になりますが、本計画策定に際し貴重なご意見やご提案をいただいた皆様をはじめ、南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の皆様、関係者並びに関連機関の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和8年3月

南房総市長 **石 井 裕**

## ご あ い さ つ



南房総市社会福祉協議会では、令和2年3月に策定した「地域福祉活動計画」に基づき、福祉事業の企画と実施、福祉活動への支援や助成、広報等、数々の活動を推進してきました。

活動計画策定から6年が経過し、市内各地域の状況を改めて見直してみますと、そこには様々な変化が見られます。それは、人口減少や少子高齢化が進み、人と人のつながりが希薄化し、コミュニティが変化していること、その中で高齢者の社会的孤立や支援を必要とする人々が増加していること等であり、それらは、今後更なる福祉課題となってくるものと考えます。また、台風や地震等の自然災害

に対する対応も大きな課題となってきます。

このような中、第1次「地域福祉活動計画」の計画期間終了にあたり、様々な社会の変化に対応できるよう計画の見直しが必要となり、昨年から新たな「地域福祉活動計画」策定への取り組みを進めてきました。

まず、地域社会の現状を把握することからスタートし、数々の課題を洗い出しました。そしてそれに基づく対策を検討し、目標と施策を設定しました。策定作業の中では、市民意識調査アンケートや意見交換会の実施など、活動計画の中に市民の意見や希望等を反映できるような取り組みを進めてきました。

このようにして完成した第2次「地域福祉活動計画」は、南房総市が策定した「地域福祉計画」と連動し、より充実した地域福祉の推進を図るための行動計画です。

今後、南房総市社会福祉協議会では、南房総市の「あったかささえあいプラン」のもと、この活動計画に基づき、市民がともに支えあい、あたたかい心のある地域づくりをめざして、各福祉事業の推進を図っていきたいと考えています。

本活動計画の策定に際しまして、多大なご協力を賜りました策定委員の方々、アンケートにご協力いただきました市民の皆様、関係者の皆様に心よりお礼を申し上げます。

令和8年3月

社会福祉法人 南房総市社会福祉協議会

会 長 岩 波 正 弥

# 目次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景 .....	3
2 計画の目的と位置づけ .....	9
3 計画の期間 .....	11
4 SDGs の推進について .....	12
<b>第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題</b> .....	<b>13</b>
1 市の概況（統計データによる現状等） .....	15
2 地域における福祉活動の状況 .....	21
3 市民アンケート調査結果からの主な現状等 .....	28
4 地域福祉の視点から見た市の課題 .....	37
<b>第3章 計画の基本的な考え方（目指す地域福祉の姿）</b> .....	<b>45</b>
1 計画の基本理念 .....	47
2 計画の基本目標 .....	48
3 計画の展開（取り組みの体系） .....	49
<b>第4章 目標と施策（取り組み）</b> .....	<b>51</b>
基本目標1 支え合い助け合い『人』がつながるまちづくり .....	53
1 住民みんなで地域のつながりを育てる .....	53
2 地域の関係機関がつながり合い、協働して取り組む .....	55
3 地域での交流と出会いの機会を充実させる .....	57
4 災害に備えた地域の連携体制を強化する .....	59
5 誰もが安心して外出できる地域をつくる .....	61
6 福祉活動への関心を高め、参加する人の輪を広げる .....	63
基本目標2 誰もが安心して『夢』を持って暮らせるまちづくり .....	65
1 最期まで自分らしく過ごせる地域をつくる .....	65
2 心とからだの健康づくりに取り組み、いきいきと暮らせる時間を増やす .....	67
3 安心して子どもを産み育てられる地域づくりを進める .....	70
基本目標3 一人ひとりに寄り添い『未来』へつなげるまちづくり .....	73
1 一人ひとりに寄り添う相談体制を整える .....	73
2 困りごとを抱える人をみんなで支える .....	75
3 地域で生活するための環境を整える .....	81

<b>第5章 計画の推進と進行管理</b> .....	<b>83</b>
1 計画の推進と進行管理 .....	85
<b>第6章 資料編</b> .....	<b>87</b>
資料1 南房総市附属機関設置条例 .....	89
資料2 南房総市地域福祉計画策定委員会規則 .....	90
資料3 南房総市地域福祉活動計画策定委員会設置規程 .....	92
資料4 南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿 .....	94
資料5 計画策定までの経過 .....	95
資料6 諮問書 .....	97
資料7 答申書 .....	98

# 第1章

## 計画の概要

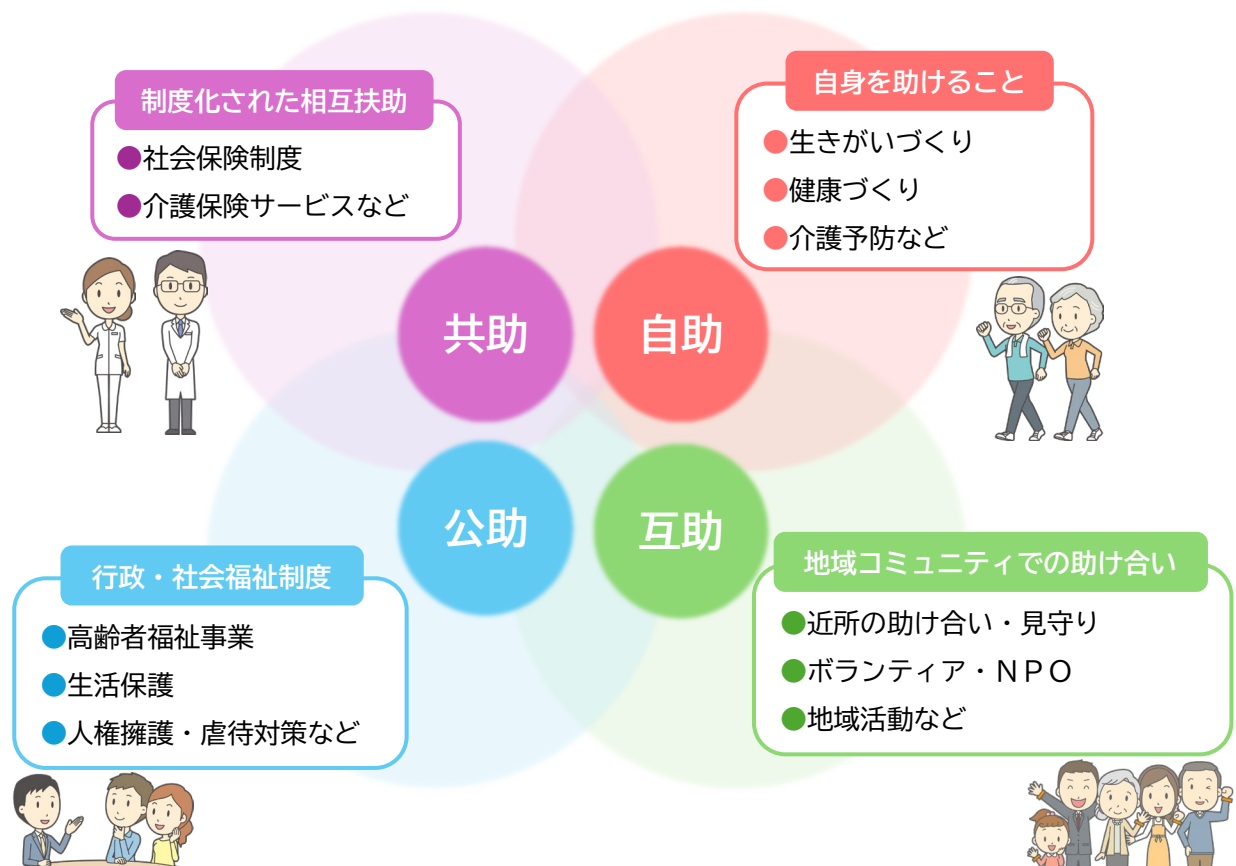


### (1) 「地域福祉」とは（地域福祉の考え方）

近年、全国的に少子高齢化の進行や社会的孤立の深刻化、多様な生活課題の複合化が進み、地域全体で誰もが安心して暮らせる仕組みづくりが強く求められています。このような状況下で、地域福祉は重要な役割を果たしています。

「地域福祉」とは、子どもから大人まで、地域に住む誰もが安心して自分らしく過ごせるよう、様々な担い手（地域住民・事業者・行政機関など）が連携・協働しながら、地域が抱える課題を解決するために取り組んでいくことです。地域福祉を推進するためには、「自助：自身を助けること」「互助：地域コミュニティでの助け合い」「公助：行政・社会福祉制度」「共助：制度化された相互扶助」に基づきながら、地域の一人ひとりが役割を果たしながら連携・協力をすることが大切です。

地域の人と人とのつながりを大切にしながら、互いに支え合う仕組みを築いていく（地域福祉を実践する）ためには、それぞれ異なった個性を持った人々が、お互いの個性を尊重し、他の人や行政などと協力しながら地域社会をつくっていくことが重要です。このような取り組みを通じて、年齢や障がいの有無、経済状況などにかかわらず、誰もが地域で自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」を目指す必要があります。



## コラム 地域共生社会

複雑化・複合化していく、地域課題の解消に向け、国は「ニッポン一億総活躍プラン」を平成28年6月に閣議決定しました。その中で、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。」と目標を掲げています。

地域共生社会は、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」と定義されています。



参考：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

## (2) 地域福祉を取り巻く近年の動向

近年、地域福祉分野では少子高齢化の進行や社会的孤立の深刻化、生活課題の多様化に対応するため、法改正や重点計画の策定が相次いでいます。これらの動向は、地域住民や行政が連携して誰もが安心して暮らせる「地域共生社会」を実現するための基盤を強化するもので、本計画策定にも大きな影響を与えています。

### 【地域福祉に関する主な動向】

平成 28 年度	○「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行（平成 28 年 5 月） ○「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定（平成 28 年 6 月） ○「再犯の防止等の推進に関する法律」施行（平成 28 年 12 月）
平成 30 年度	○「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行（平成 30 年 4 月）
令和元年度	○「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行（令和元年 9 月）
令和 3 年度	○「地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部を改正する法律」施行（令和 3 年 4 月） ○「孤独・孤立対策の重点計画 令和 3 年度」閣議決定（令和 3 年 12 月） ○「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定（令和 4 年 3 月）
令和 4 年度	○「第二次再犯防止計画推進計画」閣議決定（令和 5 年 3 月）
令和 5 年度	○「こども基本法」施行（令和 5 年 4 月） ○「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民理解の増進に関する法律」施行（令和 5 年 6 月） ○「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行（令和 6 年 1 月）
令和 6 年度	○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行（令和 6 年 4 月） ○「孤独・孤立対策推進法」施行（令和 6 年 5 月） ○「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」施行（令和 6 年 9 月）

## ① 人口構造の変化と生活課題の複合化

全国的に少子高齢化が進行し、高齢化率の上昇が続いています。単身高齢者世帯やひとり親世帯の増加が顕著で、これに伴い生活困窮、ひきこもり、DV・虐待、ヤングケアラーなどの課題が複合化・長期化しています。コロナ禍では社会的孤立が深刻化し、多様な支援ニーズへの対応が全国的な課題となりました。地域福祉の枠を超えた包括的な支援体制の構築が求められる状況です。

## ② 子ども・若者支援の強化

近年、子どもの権利保障と貧困対策の強化が全国的な課題として浮上し、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。この法律は、子どもの権利を国家の最優先事項として位置づけ、貧困や虐待、不登校などの課題に包括的に対応するための基盤を築くものです。背景には、子どもの貧困率について高い水準が続き、コロナ禍で学習格差や孤立が拡大した状況があり、国は子どもを「社会の中心」に据える「こどもまんなか社会」の実現を掲げました。

令和6年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」（こどもの貧困解消法）へと改正され、貧困世帯への経済・教育支援の拡充が図られているほか、貧困の予防的なアプローチも位置づけられています。そのほか、子ども・若者をとりまく課題に対しては、不登校や虐待リスクの早期発見・予防策が重視され、学校・福祉・子育て支援の連携が全国的に進んでいます。貧困世帯の学習支援や居場所提供も拡大し、子ども・若者を取り巻く複合課題への包括的対応が進められています。

## ③ 高齢者・介護・認知症対策

全国的な高齢者人口増加の傾向を受け、地域包括ケアシステムの深化が進められています。

地域包括ケアシステムとは、住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを一体的に提供する仕組みです。

近年、高齢者の在宅志向は一層高まる傾向にあり、そのような状況の中で多職種協働による在宅支援が全国的に進展しています。厚生労働省は地域包括支援センターの機能強化を図り、訪問看護・介護予防の拡充を進め、医療・介護・予防の一体化に取り組んでいます。

また、高齢化の進展とともに、認知症の方の増加も顕著となっており、家族や地域社会への影響も拡大しています。これを受け、認知症基本法（令和6年施行）により、認知症の方の権利擁護と家族・ケアラー支援への対応が図られるとともに、全国で多機関連携のモデル事業が展開されています。

#### ④ 障害者地域生活支援の推進

令和4年改正の障害者総合支援法により、グループホームの支援内容が明確化され、一人暮らし支援や退居後相談、地域移行・定着支援が強化されています。地域生活支援拠点や基幹相談支援センターの整備を進める必要性が明記され、障害者の地域移行を支える体制構築が全国的に進んでいます。

これらは社会福祉法改正と連動した、高齢者・障害者・子どもを対象とした「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの一つでもあり、障害者の親亡き後問題や多様な生活ニーズに対応するため、医療・福祉・就労支援の連携ネットワーク整備や、誰もが地域で自立した生活を送れる仕組みづくりが重要となっています。

#### ⑤ 孤独・孤立対策の推進

近年、社会的孤立の深刻化が全国的な課題となっており、特にコロナ禍で対面交流の減少が加速しました。この状況を受け、令和6年5月に「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。この法律の背景には、高齢者や中高年の孤独感の増加、ひきこもりや生活困窮との連動が挙げられ、国は誰もが安心してつながりを持てる社会を目指しています。

この法律では、孤独・孤立の予防と解消に向けた基本理念を定め、国・地方公共団体・民間が連携した総合的な対策の推進が掲げられています。この法律に基づき策定された内閣府の重点計画では、身の回りの人に関心を持ち、できる範囲でサポートする「つながりサポーター」の普及が位置づけられ、民生委員・NPO・事業者の協力による声かけ活動や交流の場づくりが進められるなど、地域のつながり希薄化への対策として、予防的な支援体制の確立を図っています。

#### ⑥ 防災と福祉の連携

激甚化・頻発化する自然災害に備え、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者を支援する取り組みが進められています。内閣府ガイドラインでは、平時からの見守り活動と災害時支援の連動が重視され、福祉避難所の運営が全国的に展開されています。

災害対策基本法では、自治体が避難行動要支援者名簿を作成・管理することが義務づけられ、高齢者や障害者などの要支援者を特定し、「どこへ」「誰と」「どのように」避難するかを事前に決め、支援者と共有する、個別避難計画の策定が進められています。令和7年6月の改正では、名簿の情報共有範囲が拡大され、消防・医療機関との連携が強化されるなど、より迅速な支援体制の構築が図られています。

これらの動向は、気候変動による豪雨や地震の増加に対応したもので、自主防災組織と福祉機関の協力モデルが各地で構築されています。

### (3) 再犯防止推進計画の策定

近年、全国的に再犯率（刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率）の高止まりが深刻な社会課題となっており、刑務所出所者や保護観察中の人々が直面する就労難、住居確保の困難、精神保健や生活困窮などの複合的な問題が、社会復帰を阻害し、再犯の連鎖を生んでいます。警察庁の統計によれば、再犯率は近年 40%台で推移しており、これが地域の安全や福祉資源の負担増大を招く要因となっています。このような状況は、単なる刑事司法の問題にとどまらず、地域福祉全体の持続可能性に影響を及ぼすものと言えます。

こうした課題に対応するため、国は「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年 12 月施行）を制定し、再犯防止のための重点計画を策定・推進しています。この法律では、出所者等の地域生活定着を支援するための就労・住居・医療・相談体制の整備を柱とし、多機関連携の重要性を示しています。また、「第二次再犯防止計画推進計画」（令和 5 年 3 月閣議決定）では、自治体レベルでの具体的な取組強化が示されており、福祉・雇用・司法機関の連携が強調されています。

自治体においても、この法律に基づき再犯防止推進計画を位置づけ、実行することが強く求められています。南房総市においても、誰も取り残さない地域共生社会の実現に向け、地域全体で支え合いを進める観点から、この取り組みは不可欠となります。特に、出所者等が孤立せず、地域住民や NPO、事業者、行政が連携して就労支援や生活相談を提供することで、再犯リスクを低減し、安心して暮らせるまちづくりを進めることが必要となっています。

こうした流れを受け、第 2 次地域福祉計画・地域福祉活動計画では、初めて再犯防止推進計画を包含し、一体的に策定します。これにより、福祉の視点から出所者等の支援を強化し、持続可能な地域づくりを推進します。

### コラム 保護司の活動について

保護司は、法務省が任命するボランティアで、出所者や保護観察中の人々が社会で自立できるよう支える重要な役割を担っています。全国で約 5 万人の保護司が活動し、毎月面会や家庭訪問を通じて生活状況を把握。就労相談や住居探し、精神保健のフォローなど、きめ細かな支援を行います。

この活動は、再犯防止の最前線です。出所直後の不安定な時期に寄り添い、地域の福祉サービスやハローワークにつなげることで、社会復帰を後押ししています。保護司 1 人あたり複数名を担当することが多く、非常勤の国家公務員ですが基本的に無償で取り組んでいます。南房総市においても、地元保護司が地域福祉の担い手として活躍しています。

誰もが一度の失敗で人生を終えるわけではありません。保護司の支援は、「地域で支え合う」精神の象徴です。こうした地道な取り組みが、再犯を防ぎ、明るい社会を築きます。

## 2 計画の目的と位置づけ

### (1) 計画の目的

本計画は、南房総市で地域福祉を着実に前進させることを目指しており、以下の2つの計画を一体的に策定しています。市の地域福祉推進に関わる全ての方が「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方を共有し、地域課題に気づき、その解決に向けた取り組みを支えることで、「地域共生社会」の実現を図ることがこの計画のねらいとなります。

#### ① 社会福祉法に基づく「市町村地域福祉計画」

この計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として、地域福祉の推進に関する事項をまとめた計画です。

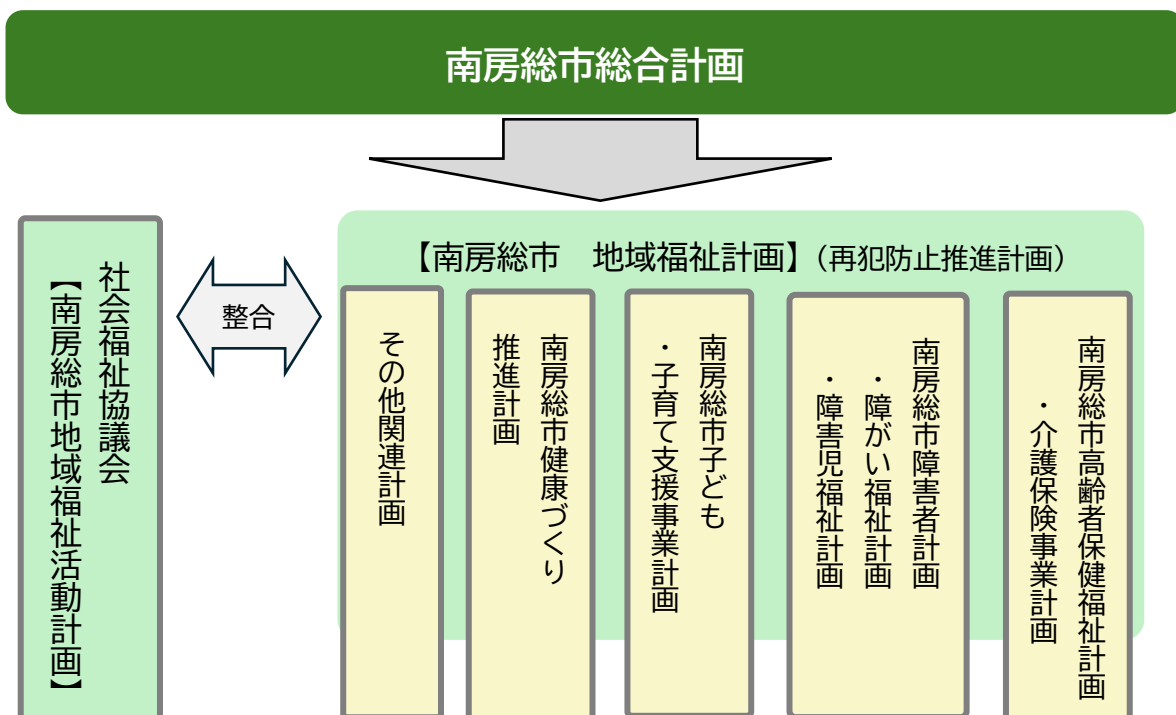
#### ② 社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」

この計画は、社会福祉法第109条に基づき、南房総市社会福祉協議会が中心となって地域福祉の推進のために果たすべき役割を明確化するために策定する「地域福祉活動計画」としての位置づけを包含するものとして、一体的に策定しています。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「南房総市総合計画」のもと、高齢者、障害者、子ども・子育て支援など、個々の福祉分野に共通するテーマに関する取組方針を定めた、福祉分野の基本計画として位置づけられます。

さらに本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」の内容を含む形で策定しています。



## コラム 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」

南房総市の地域福祉を推進していくためには、行政と地域住民・関係団体が、それぞれの立場で役割を果たしながら協働して取り組むことが重要です。

このため、「地域福祉計画」は市が策定する計画として、福祉施策全体の方向性を示し、地域福祉を進めるための環境整備や支援の仕組みづくりなど、行政としての取り組みを位置づけています。

一方で、「地域福祉活動計画」は南房総市社会福祉協議会が中心となって策定する計画であり、住民や地域団体、ボランティアなどが主体となって取り組む地域の支え合い活動を推進するための方針や具体的な活動の展開を示すものです。

このように、両計画はそれぞれの主体や役割が異なりますが、目指す方向は共通しており、「誰もが安心して暮らせる地域づくり」という同じ目的を持っています。行政が地域福祉を支える基盤を整え、地域住民が自ら支え合う活動を広げる—この両者の取り組みが連携して進むことで、より実効性のある地域福祉が実現します。

そのため本市では、両計画を一体的に策定し、共通の理念と目標のもとで施策と活動の両面から地域福祉を推進していくこととしています。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から、令和12年度までの5年間とします。ただし、国や県などの動向を踏まえ、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

	R5 /2023	R6 /2024	R7 /2025	R8 /2026	R9 /2027	R10 /2028	R11 /2029	R12 /2030	R13 /2031	R14 /2032	...
南房総市総合計画	第2次基本構想【10年間】 (平成30年度～令和9年度)					第3次基本構想【10年間】 (令和10年度～令和19年度)					...
第2次南房総市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第1次 南房総市 地域福祉計画・ 地域福祉活動計画			第2次 南房総市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画【5年間】 (令和8年度～令和12年度)				第3次 計画			...
南房総市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第9期 及び 第8期	第10期 南房総市 高齢者保健福祉・ 第9期 介護保険計画			第11期 南房総市 高齢者保健福祉・ 第10期 介護保険計画			第12期 南房総市 高齢者保健福祉・ 第11期 介護保険計画			...
南房総市障害者計画	第3次 南房総市 障害者計画【6年間】 (令和3年度～令和8年度)				第4次 南房総市 障害者計画【6年間】 (令和9年度～令和14年度)					...	
南房総市障害者福祉計画・ 障害児福祉計画	第6期	第7期 南房総市 障害福祉計画			第8期 南房総市 障害福祉計画		第9期 南房総市 障害福祉計画			...	
南房総市子ども・子育て支援 事業計画	第2期	第3期 南房総市子ども・子育て支援事業計画 【5年間】 (令和7年度～令和11年度)				第4期 南房総市 子ども・子育て支援 事業計画				...	
南房総市健康づくり推進計画	第1期 南房総市健康づくり推進計画 【10年間】 (平成29年度～令和8年度)				第2期 南房総市健康づくり推進計画【10年間】 (令和9年度～令和18年度)					...	

## 4 SDGs の推進について

SDGs (Sustainable Development Goals の頭文字をとって「エスディージーズ」という。)とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、令和 12 年までに持続可能でより良い世界を目指す、17 のゴール (目標) と 169 のターゲットから構成された国際目標です。これらは、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、持続可能な世界を実現するための統合的取組です。

第 2 次南房総市総合計画 (後期基本計画) では、各施策と SDGs の 17 ゴールと関連付けることで、SDGs の視点を取り入れて各施策の取り組みを進めるとしています。

### 【SDGs 17 の目標】



出典：外務省「持続可能な開発目標 (SDGs) と日本の取組」

本計画に掲げる取り組みは、「誰一人取り残さない」地域づくりを進めるものであり、SDGs のめざす方向とも深くつながっています。

なかでも、貧困や健康、教育、ジェンダー、働きがい、格差の是正、安全・安心なまちづくり、平和とパートナーシップに関する次の 10 の目標は、本計画が目指す地域福祉の推進と特に関わりの深いものです。

本計画においても、施策を推進することで SDGs の達成を目指します。



## 第2章

.....

### 地域福祉を取り巻く 現状と課題



## 1

## 市の概況（統計データによる現状等）

## (1) 人口・世帯の状況

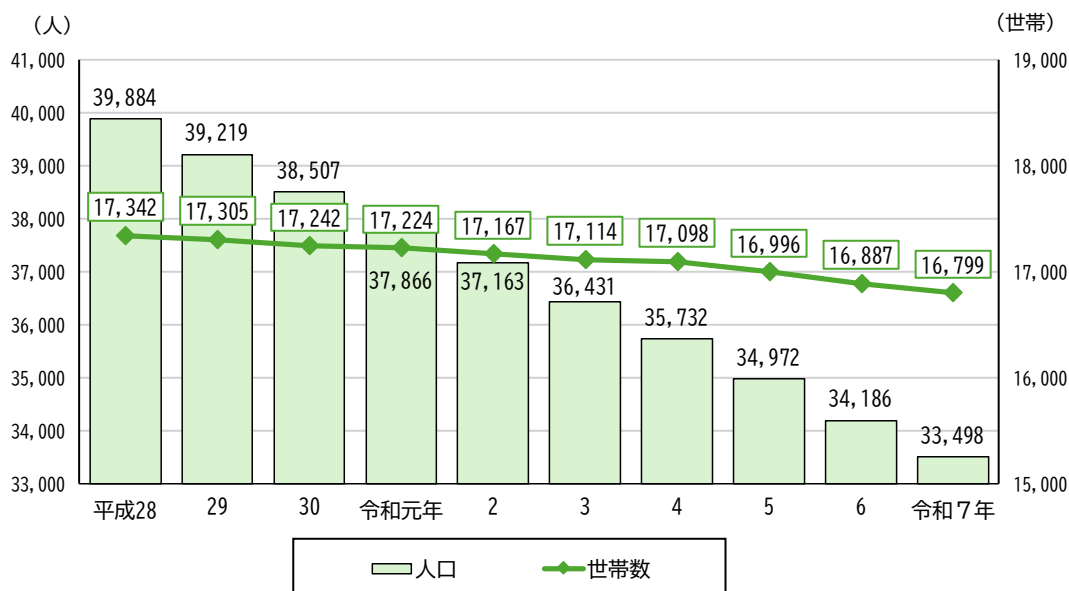
## ①人口・世帯数等

～人口・世帯数が年々減少、特に人口の減少が著しく、世帯規模の縮小も進んでいる

南房総市の人口は、平成28年から毎年700人前後の減少が続いており、令和7年10月1日現在では、33,498人となっています。また、世帯数についても減少傾向で推移しており、平成28年と令和7年を比較すると543世帯減となっています。

平均世帯人員数については、平成28年の2.3人から令和7年の2.0人へと減少しているため、世帯規模の縮小も同時に進んでいることがうかがえます。

【図表1 人口・世帯数の推移】



注：各年10月1日現在

資料：毎月住民基本台帳人口

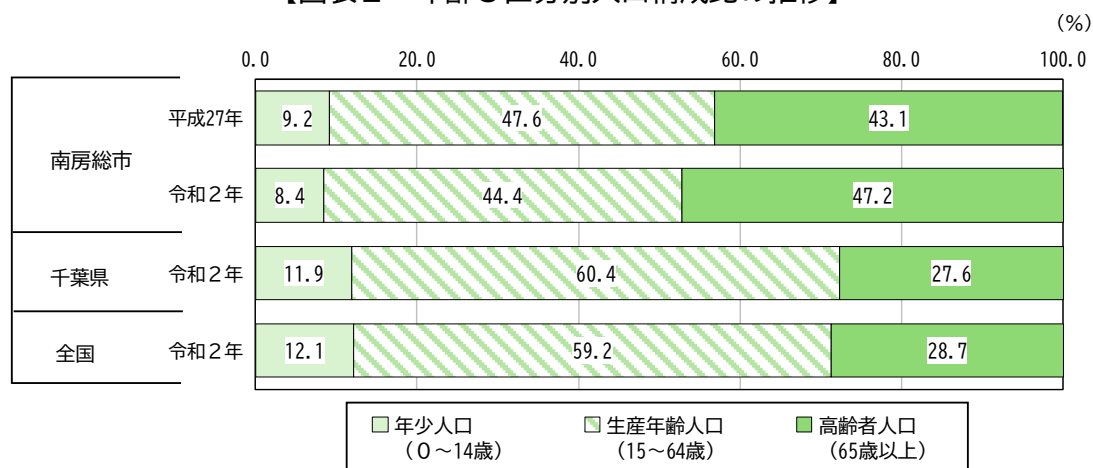
## ～生産年齢人口が減少し、高齢化が進行している

年齢3区分別人口構成をみると、南房総市では平成27年から令和2年にかけて、年少人口（0～14歳）の割合が9.2%から8.4%へと0.8%減少し、生産年齢人口（15～64歳）の割合は47.6%から44.4%へ3.2%減少しています。

一方で、高齢者人口（65歳以上）の割合は43.1%から47.2%へ4.1%上昇しており、本市の高齢化が一段と進行していることがうかがえます。

全国及び千葉県と比較すると、生産年齢人口割合は全国・千葉県より約15%低く、高齢者人口の割合は約19%高くなっています。

【図表2 年齢3区分別人口構成比の推移】



注：年齢不詳は除いてあるため、合計が100%にならない項目があります。

資料：国勢調査

## ～千葉県と比べ『核家族世帯』の「夫婦のみ」が多く、「夫婦と子ども」が少なくなっている

世帯構成では、平成27年と令和2年を比較すると「非親族及び単独世帯」が3.3%増加しており、「その他の親族世帯」が4.5%減少しています。

千葉県と比較すると、『核家族世帯』の「夫婦のみ」が南房総市で5.3%多くなっている一方、「夫婦と子ども」では9.6%と下回っています。

【図表3 一般世帯の構成】

単位：%

区分	南房総市		千葉県
	平成27年	令和2年	令和2年
核家族世帯	52.5	53.7	56.8
夫婦のみ	25.1	26.0	20.7
夫婦と子ども	17.8	17.7	27.3
ひとり親と子ども	9.6	9.9	8.8
その他の親族世帯	20.6	16.1	5.7
非親族及び単独世帯	26.9	30.2	37.5
合計	100.0	100.0	100.0

注：一般世帯とは、病院、寮などの施設を除いた世帯。

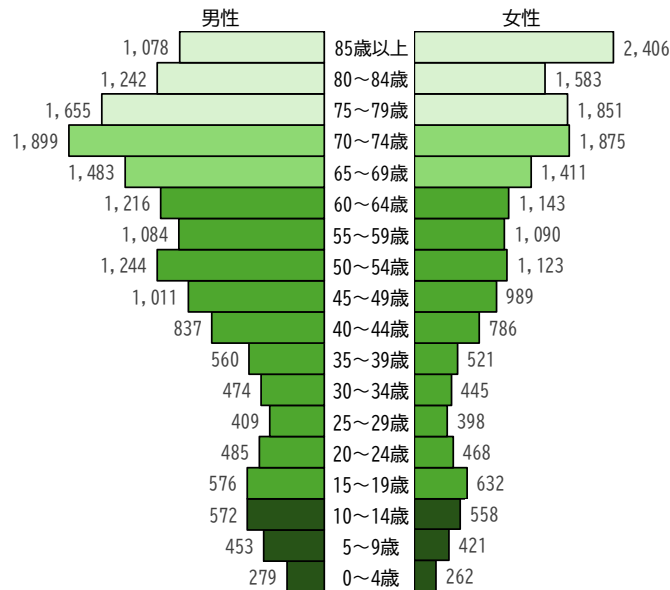
資料：国勢調査

## ②人口構造

～少子化と高齢化が同時に進行しており、将来的な人口減少や地域の担い手不足等が懸念される

人口ピラミッドを見ると、70歳以上の人口が男女ともに多くなっており、0～14歳の子ども世代及び20～49歳人口は少なく、高齢化だけでなく、少子化も同時に進行していることがうかがえます。

【図表4 南房総市人口(令和6年4月1日現在)】



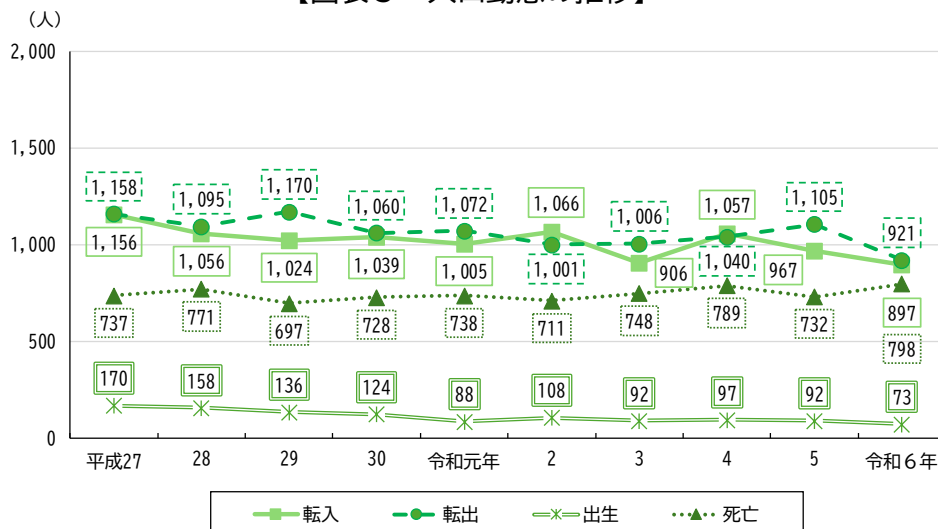
資料：千葉県年齢別・町丁字別人口

## ③自然動態・社会動態の状況

～ほぼ全ての年で転出が転入を上回り、死亡数は増加、出生数は減少している

転入・転出については、令和2年と令和4年を除く全ての年で転出者数が転入者数を上回っています。また、出生と死亡について、出生数は平成27年の170人から令和6年の73人へ減少していますが、死亡数は同期間に737人から798人へ増加しています。

【図表5 人口動態の推移】



資料：千葉県毎月常住人口調査報告書(年報)

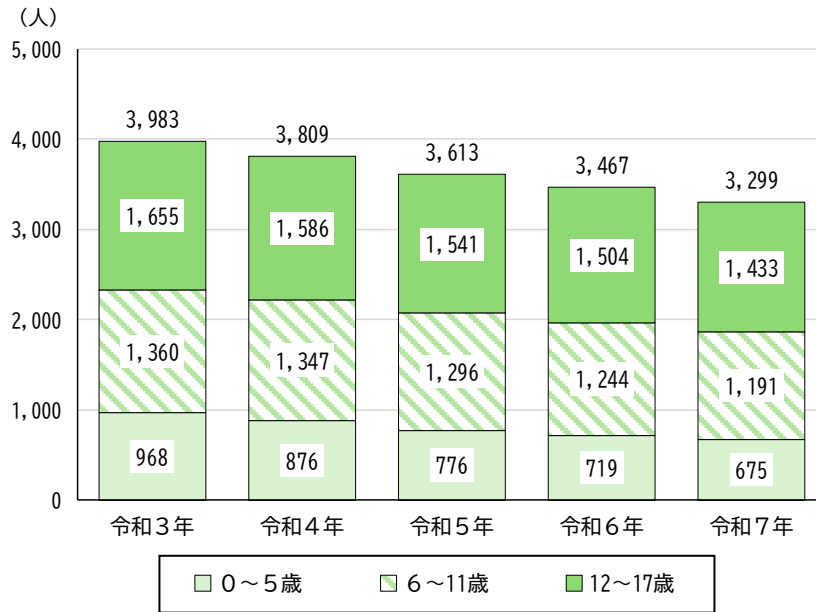
## (2) 子どもの状況

### ①子ども人口

～子どもの人口が減少傾向であり、特に0～5歳の子どものが大きく減少している

子どもの人口は、令和3年から年々減少傾向で推移しており、特に0～5歳の子どもの5年間で293人減少しています。

【図表6 子ども人口の推移】



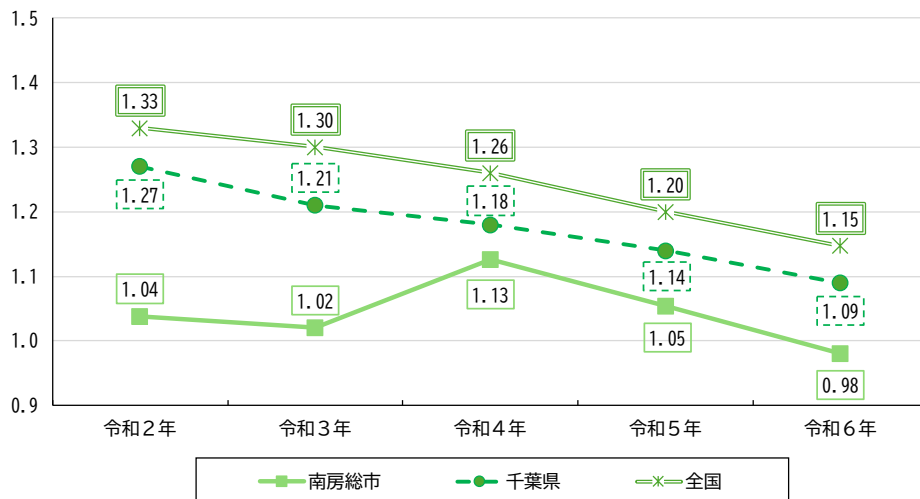
資料：千葉県年齢別・町丁字別人口

### ②合計特殊出生率

～全国・千葉県の値を全ての年で下回っている

合計特殊出生率をみると、令和4年に増加しているものの、おおむね減少傾向で推移しており、令和6年では0.98となっています。また、全国及び千葉県と比較すると、全ての年で下回っています。

【図表7 合計特殊出生率の推移】



資料：人口動態統計、全国は厚生労働省人口動態調査

### (3) 高齢者、障害のある人等の状況

～支援が必要になる可能性の高い人が年々増加している

#### ① 高齢者、要介護・要支援認定者の状況

高齢者等の世帯の状況では、高齢者単身世帯（一人暮らし）・高齢者夫婦世帯ともに、増加しており、高齢者世帯の割合が多くなっています。

また、南房総市の高齢者等の世帯状況は、全ての世帯で千葉県の割合を上回っています。

【図表8 高齢者等の世帯の状況】

単位：世帯、%

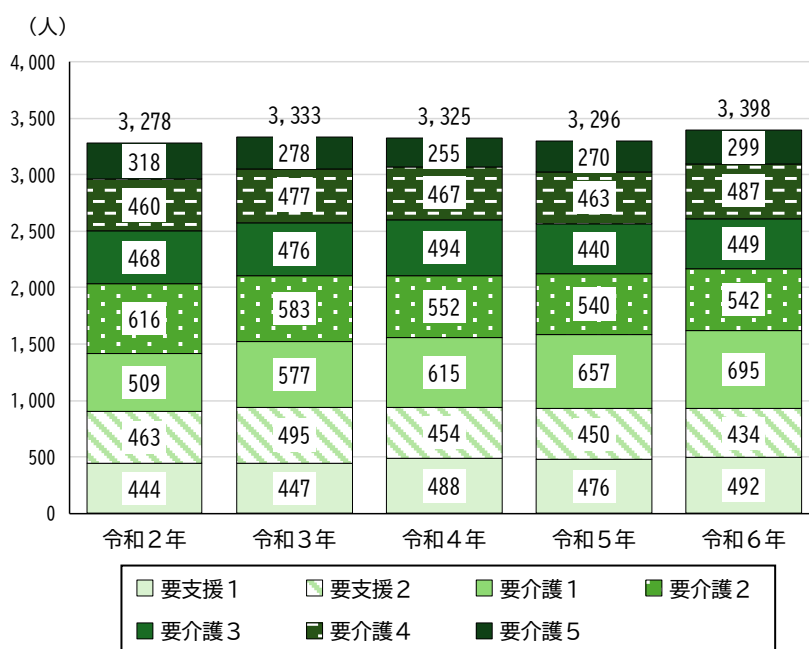
区 分	平成 27 年		令和 2 年		令和 2 年
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	千葉県
一般世帯数	15,008	100.0	14,666	100.0	100.0
高齢者同居の一般世帯数	10,594	70.6	10,481	71.5	39.4
高齢者単身世帯数	2,599	17.3	2,922	19.9	10.8
高齢者夫婦世帯数	2,733	18.2	3,028	20.6	12.7
夫婦とも 65 歳以上	2,341	15.6	2,649	18.1	10.9

注：千葉県の数値は構成比。

資料：国勢調査

要介護・要支援認定者数をみると、令和2年から令和6年にかけて、「要介護1」が186人増加している一方、認定者数の合計はおおむね3,300人台で推移しています。

【図表9 要介護等認定者数(各年3月末)の推移】



資料：千葉県年齢別・町丁字別人口

## ②障害者手帳所持者の状況

各障害者手帳の所持者数をみると、身体障害者全体では年々減少傾向が続いていますが、「内部障害」は令和2年から令和6年にかけて16人増えています。

【図表10 障害者（児）数（障害者手帳所持者数）の推移】

単位：人

	身体障害者	身体障害 詳細障害種別内訳					知的障害者	精神障害者	合計
		視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害			
令和2年度	1,641	91	118	26	775	631	381	287	2,309
令和3年度	1,590	87	111	22	735	635	389	285	2,264
令和4年度	1,536	82	111	22	696	625	390	317	2,243
令和5年度	1,527	81	109	23	672	642	400	324	2,251
令和6年度	1,479	78	108	22	624	647	400	325	2,204

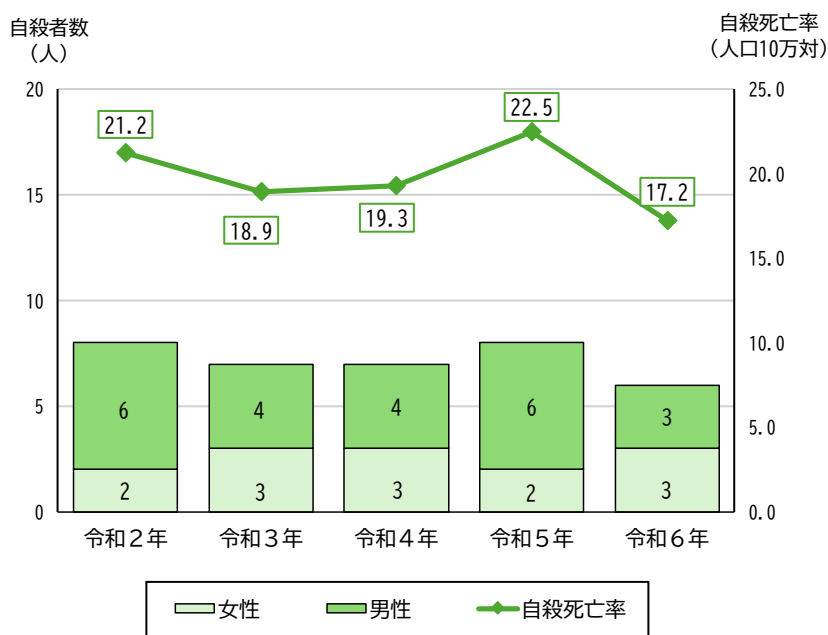
注：各年度未現在

資料：福祉行政報告例、衛生行政報告例

## ③自殺者数の状況

本市の自殺者数は、年ごとに増減しながら推移しています。また、令和6年を除き、男性が女性を上回る状況となっています。

【図表11 自殺者数の推移】



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

「地域福祉」の担い手として、行政をはじめ、南房総市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、行政区、ボランティア団体等の様々な団体や個人が活動しています。それら主な活動主体の概要は、以下のとおりです。

### （１）南房総市社会福祉協議会

「社会福祉協議会」は、社会福祉法第 109 条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、社会福祉や地域福祉を目的とする事業や活動の企画、実施などを行うこととされています。

「南房総市社会福祉協議会」は、南房総市と同様、平成 18 年に 7 町村の社会福祉協議会が合併して設立されました。地域の一人ひとりが抱えている生活上の悩みや様々な福祉課題を、「地域全体の課題」として捉え、その解決に向けて地域の住民や福祉活動を行うボランティア、NPO、民生委員・児童委員、関係機関・団体などの参加と協力のもと、「みんなで支えあい・助けあい、誰もが安心して暮らせるまちづくり」をめざした様々な活動を行っています。

## 〈〈主な活動内容〉〉

- 社会福祉協議会会員の募集
- 寄附金品の受け入れ
- 広報活動（広報紙「てんだあ」の発行、ホームページの情報提供、声の広報など）
- 法律相談
- 地区社会福祉協議会活動（住民による高齢者支援、地区交流会開催など）
- ささえあいネットワーク南房総  
（高齢者生活支援体制整備事業：協議体の開催と生活支援コーディネーターの配置）
- ボランティア活動への支援
- ボランティアの養成講座（災害・担い手など）
- ボランティア移送サービス
- あんしん見守り事業（みまも〜る）
- お達者サロンの活動支援
- みなみんおたすけサービス（有償生活援助サービス）
- 訪問理髪サービス
- 車いす・福祉車両の貸出、車いすのリサイクル
- 紙おむつの給付
- 福祉教育プログラム（学校での福祉体験講座や夏休みボランティア体験の開催）
- 災害見舞金の支給
- 災害ボランティアセンターの運営
- ひとり親家庭への家賃助成
- 社会福祉大会の開催
- 福祉団体の事務局  
（民生委員児童委員協議会、老人クラブ、心身障害者（児）福祉会、ひとり親福祉会、遺族会等）
- 共同募金運動（赤い羽根募金、歳末たすけあい募金、義援金の受付など）
- 生活福祉資金の貸付
- 日常生活自立支援事業（日常の金銭管理、福祉サービス利用援助）
- 生活困窮者自立支援事業
- 「ちくら介護予防センターゆらり」の指定管理

## (2) 民生委員・児童委員

「民生委員・児童委員」は、「民生委員法」に基づいて地域社会の福祉を増進することを目的として市町村の区域に置かれている民間の奉仕者（特別職公務員）で、厚生労働大臣から委嘱されています。任期は3年で、「児童福祉法」の規定により児童委員を兼務しています。本市では令和7年12月1日現在、114人の民生委員・児童委員と、児童福祉を専門的に担当する13人の「主任児童委員」が活動しています。

主な職務は、地域住民の福祉向上のために様々な活動を行うことや、市や市社会福祉協議会等が行う福祉サービスとの間のパイプ役を果たすことなどです。

また、「南房総市民生委員児童委員協議会」では、民生委員・児童委員や主任児童委員が十分な活動を行えるよう、関係機関との連絡調整を行うとともに、研修会や組織運営のための定例会を開催しています。

## (3) 保護司

「保護司」は、「保護司法」に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の改善更生を助けるとともに、犯罪予防のための啓発に努め、個人と公共の福祉に寄与することを使命としています。本市では令和7年12月1日現在、17人の保護司が活動しています。

主な職務として、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、各種調整や相談を行います。また、犯罪や非行の防止に加え、罪を犯した人の更生への理解のための啓発活動としての「社会を明るくする運動」に取り組むほか、学校、行政その他の関係機関・団体と連携して更生保護活動を行います。

## (4) 行政区

本市では、市域を116の行政区に分けて、各行政区に「区長」（行政連絡員）を配置しています。区長は、区域内の住民と市との間の重要事項の相互伝達、諸事業への協力、各種団体との連絡調整や社会福祉に関する協力などの業務を行っています。

各行政区では、それぞれの集会所等を拠点に、活発で個性豊かな地域活動が展開・推進されています。

### 〈〈主な活動内容〉〉 \*区ごとに活動内容は異なります。

- 行政情報の伝達…市広報誌やお知らせなどの配布・回覧
- 防災・防犯活動…防犯パトロール、自主防災組織の活動など
- 環境美化の推進…地域内の清掃、ごみ集積所の設置と管理、ごみゼロ運動など
- 住民同士の交流・親睦・互助活動…お祭り、運動会、敬老会など
- 社会福祉活動…「日本赤十字社社資募集」、「赤い羽根共同募金」、「歳末たすけあい募金」への協力など

## (5) 南房総市ボランティア連絡協議会

「ボランティア連絡協議会」は、ボランティア団体等間の情報交換や活動の共有を行い、協力体制の向上をめざすとともに、ボランティア活動のさらなる振興を図ることを目的とし、7支部（地区）40団体（延べ人数：607人）で構成されています。

### 〈〈主な活動内容〉〉

- ボランティアまつり
- 各地区のボランティア相互の情報交換と研修会の開催
- 地区活動・社会活動への協力 など

### 【南房総市社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体・活動内容】（令和7年4月1日）

No.	団体名	活動内容
【市全体】		
1	南房総市ボランティア連絡協議会	市内ボランティア団体の相互情報交換と連絡調整、各種団体が行う事業への協力等
【富浦地区】		
1	南房総市ボランティア連絡協議会 富浦支部	会員相互の交流と情報交換、社協事業への協力
2	びわダイニング	独居高齢者等へ配布する手芸品の製作
3	ステーションそら	サロンの開催
4	お針箱	サロンの開催
【富山地区】		
1	南房総市ボランティア連絡協議会 富山支部	富山地域内のボランティアの相互交流と情報交換を図るための活動
2	市部ボランティアチーム	地域の環境整備活動（海岸清掃ほか）
3	絵本読み聞かせボランティア グループあひるの会	絵本の読み聞かせ活動
4	市部みんなのたまり場	サロンの開催
5	茶の間	サロンの開催
6	だんらんカフェ	サロンの開催
7	みならく出口	サロンの開催
8	いのばた	サロンの開催
9	さろん平久里	サロンの開催
10	山田のかかしサロン	サロンの開催

【三芳地区】		
1	南房総市ボランティア連絡協議会 三芳支部	地区内児童の登校見守り、社協事業への協力ほか
2	れんげの会	地区内児童の登校見守り
3	みよちゃん家	サロンの開催
【白浜地区】		
1	南房総市ボランティア連絡協議会 白浜支部	地区内各団体の連絡調整及び情報交換
2	ボランティアあすなろ会 白浜支部	環境美化活動、植栽活動
3	根本の生活環境を守る会	環境美化活動
4	やあばっしえ	サロンの開催
【千倉地区】		
1	南房総市ボランティア連絡協議会 千倉支部	地区内ボランティアグループの相互交流、研修等の開催
2	声の広報 つくし会	目の不自由な方や独居高齢者へ声の広報(広報紙などを吹き込んだテープ)をお届け
3	おれんじの会	サロンの開催
4	豆の会	地域活動への協力、郷土資料・民話などの紹介ほか
5	わたげ会	サロンの開催
6	寺庭ボランティア	サロンの開催
7	白子ひとやすみ	サロンの開催
8	千葉ボラサポート	地域活動への協力、レクリエーションの場と機会づくりなど
9	Flower Seed	休耕田を活用したコスモス畑の整備
10	元気で安心のやわら	地域内の見守り活動
【丸山地区】		
1	南房総市ボランティア連絡協議会 丸山支部	地区内ボランティアグループの相互交流、親睦及び連絡調整
2	加茂道路愛好会	環境美化活動
3	人形劇団ころころ	学校、施設などでの人形劇の披露
4	丸山地区ボランティア	各福祉団体が実施する事業への協力
5	おたがい茶間カフェ	サロンの開催
6	おかげ茶間サロン	サロンの開催

【和田地区】		
1	南房総市ボランティア連絡協議会 和田支部	会員相互の親睦及び連絡調整、各福祉団体が行う事業への協力
2	和田地区小域ボランティア	高齢者の見守り活動、環境美化活動
3	北三原植栽ボランティア	環境美化活動
4	ふれあい喫茶「なごみ」	喫茶方式のサロンの開催、ふれあいの場づくり
5	防犯パトロール隊クーちゃん	地域の子どもたちの登下校の見守り
6	真浦ふれあいサロン	サロンの開催
7	きらきらクラブ	サロンの開催
8	南房総落語愛好会	イベントや施設等での落語の披露
9	チーム花鯨	「花」と「鯨」を焦点にした地域活性化事業
10	和田町 民舞の会	民舞によるボランティア活動を通し、健康や楽しみなど社会福祉の向上を図る。

## (6) 南房総市心身障害者（児）福祉会

「心身障害者（児）福祉会」は、市内在住の身体、知的、精神障害者とその家族が、会員相互の親睦と福祉を増進し、地域における団体活動の連絡調整を図り、社会生活の向上をめざす会です。令和7年4月1日現在、20人が活動しています。



## (7) 南房総市老人クラブ連合会

「老人クラブ」は、高齢者自らが相集い、新たな役割を求めて誕生した自主組織で、「老人福祉法」によって「老人福祉の増進のための事業」として位置づけられています。活動は「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする社会活動」に大別され、それぞれ関わりを持ちながら、地域の高齢者の方が自主的に集まって、社会奉仕や趣味・教養の集いを開いたり、各種スポーツ・レクリエーション活動などの様々な生きがい活動、健康づくり活動を行っています。

本市では、平成18年3月の合併の際に、7つの旧町村単位の老人クラブも統合されました。市単位の「連合会」と7つの支部で構成され、令和7年4月1日現在、39団体1,592人が活動しています。連合会では、単位老人クラブの連絡調整、社会奉仕活動、老人クラブの指導者の養成、会員相互の親睦、福祉、趣味、スポーツ、教養に関する事業などを行い、様々な行事に会員が集い、親睦を深めています。



## (8) 南房総市ひとり親福祉会

「ひとり親福祉会」は、ひとり親家庭・寡婦の方々が相互に協力して励まし合い、自立と福祉の向上のために様々な活動を行う、同じ境遇の仲間同士の「心のふれあいの場」です。令和7年4月1日現在、17人の会員がボランティア活動や研修等を行い、情報交換、交流を図っています。

### 3 市民アンケート調査結果からの主な現状等

#### (1) 調査の概要

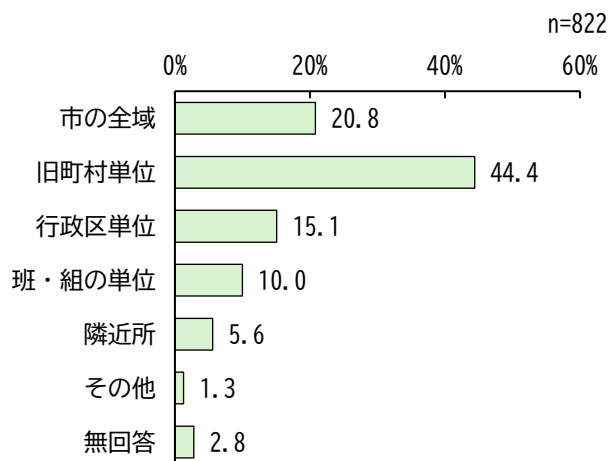
本調査は、第2次南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたり、市民の方を対象に令和7年9月にアンケート調査を実施しました。

#### ◇市民アンケート調査

調査対象者	市内在住の18歳以上の市民より無作為抽出
調査期間	令和7年9月上旬～9月30日
調査方法	郵送による配付、回収
発送数及び回収数	発送数：1,500件 回収数：822件（回収率：54.8%）

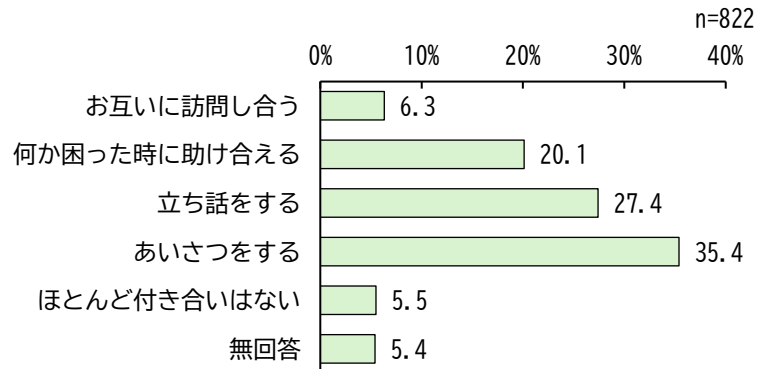
#### (2) 「地域」の範囲

回答者の意識として「地域」とはどの範囲のことだと思うかについては、「旧町村単位」(44.4%)が最も多く、次いで「市の全域」(20.8%)、「行政区単位」(15.1%)等の順で続いています。



### (3) 近所付き合いの程度

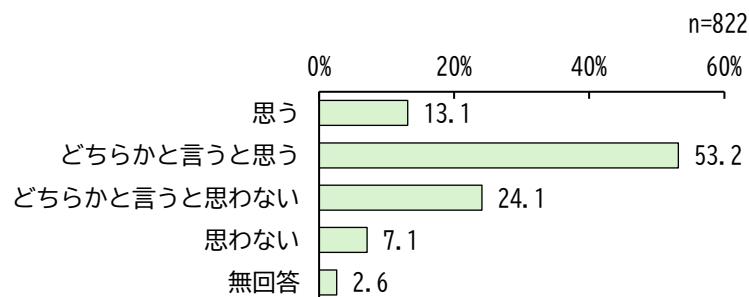
ご近所との付き合いについては、「あいさつをする」(35.4%)が最も多く、次いで「立ち話をする」(27.4%)、「何か困った時に助け合える」(20.1%)等の順で続いています。



### (4) 住民同士の支え合いについて

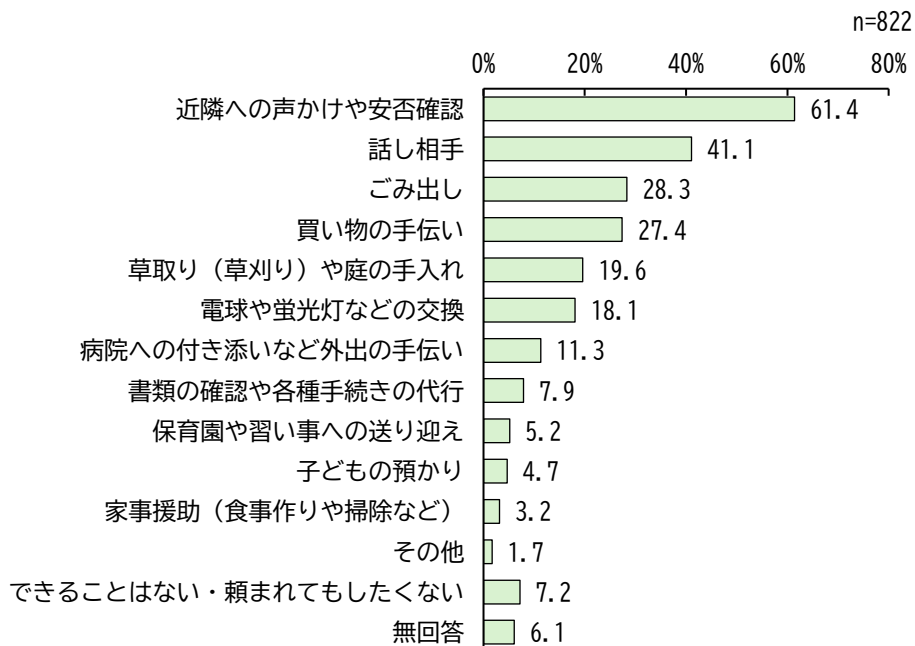
地域で支え合いが行われていると思うかについては、「思う」(13.1%)と「どちらかと言うと思う」(53.2%)をあわせた“思う”の割合は、66.3%となっています。

一方、「思わない」(7.1%)と「どちらかと言うと思わない」(24.1%)をあわせた“思わない”の割合は、31.2%となっています。



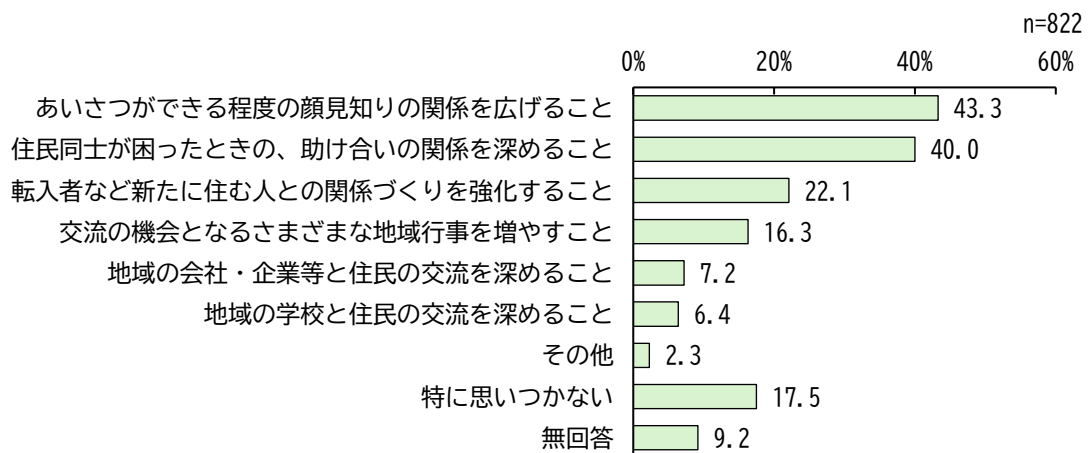
### (5) 地域で頼まれたらできると思うこと

地域で困っている人がいた場合にできることについては、「近隣への声かけや安否確認」(61.4%)が最も多く、次いで「話し相手」(41.1%)、「ごみ出し」(28.3%)等の順で続いています。



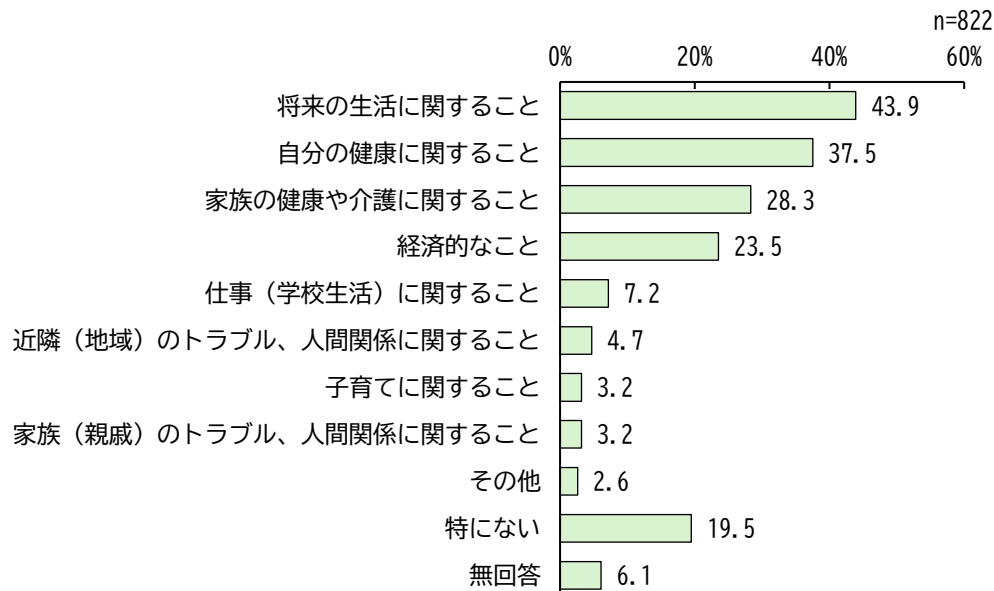
### (6) 地域活動の活発化のために大切だと思うこと

地域活動(ボランティア等)が活発に行われるために大切だと思うことについては、「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げること」(43.3%)が最も多く、次いで「住民同士が困ったときの、助け合いの関係を深めること」(40.0%)、「転入者など新たに住民との関係づくりを強化すること」(22.1%)等の順で続いています。



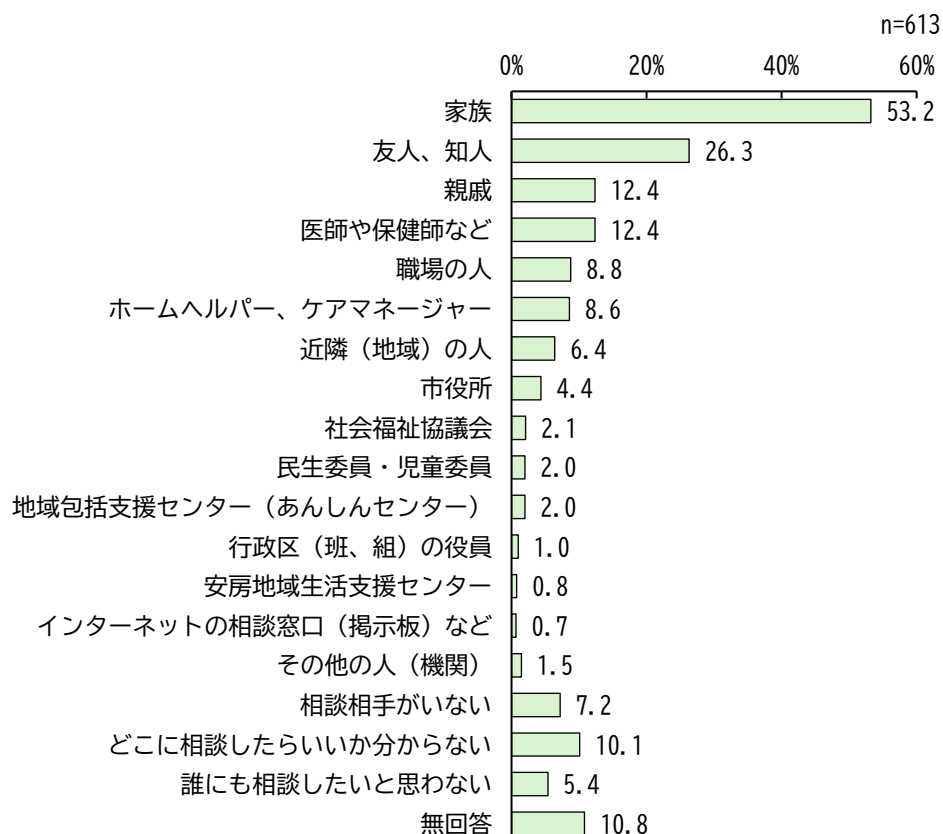
## (7) 日常生活での困りごと、悩み

日常生活での困りごとについては、「将来の生活に関すること」(43.9%)が最も多く、次いで「自分の健康に関すること」(37.5%)、「家族の健康や介護に関すること」(28.3%)等の順で続いています。



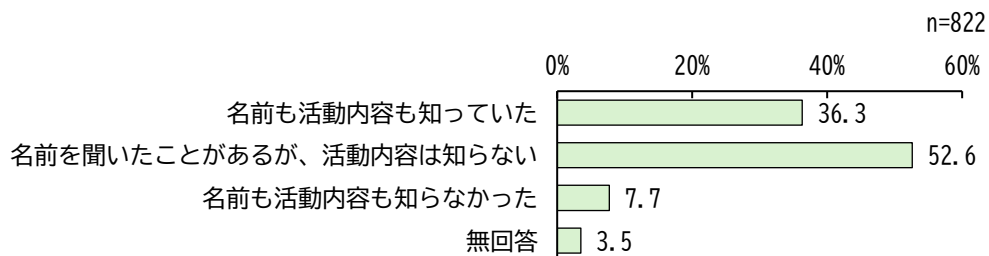
## (8) 困りごと、悩みの相談先

困りごとや悩みの相談先については、「家族」(53.2%)が最も多く、次いで「友人、知人」(26.3%)、「親戚」「医師や保健師など」がともに12.4%となっています。



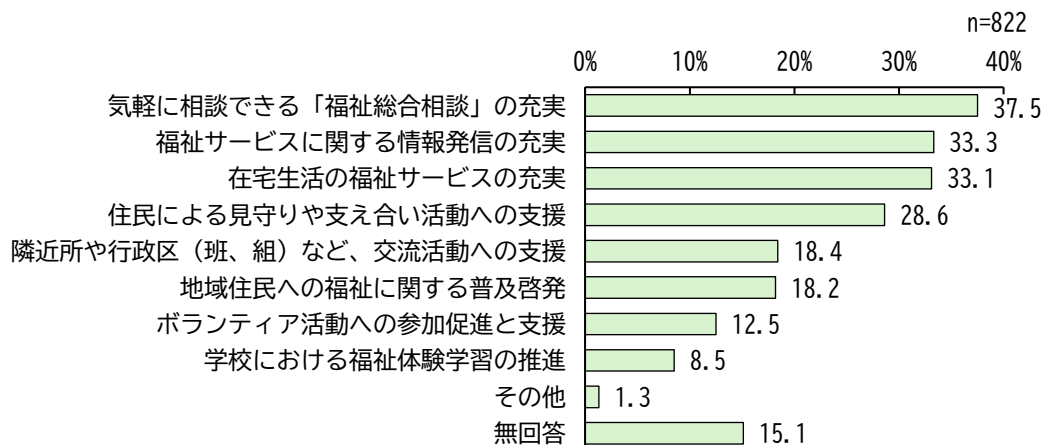
### (9) 「社会福祉協議会」の認知状況

「社会福祉協議会」の認知状況については、「名前を聞いたことがあるが、活動内容は知らない」(52.6%)が最も多く、次いで「名前も活動内容も知っていた」(36.3%)、「名前も活動内容も知らなかった」(7.7%)の順で続いています。



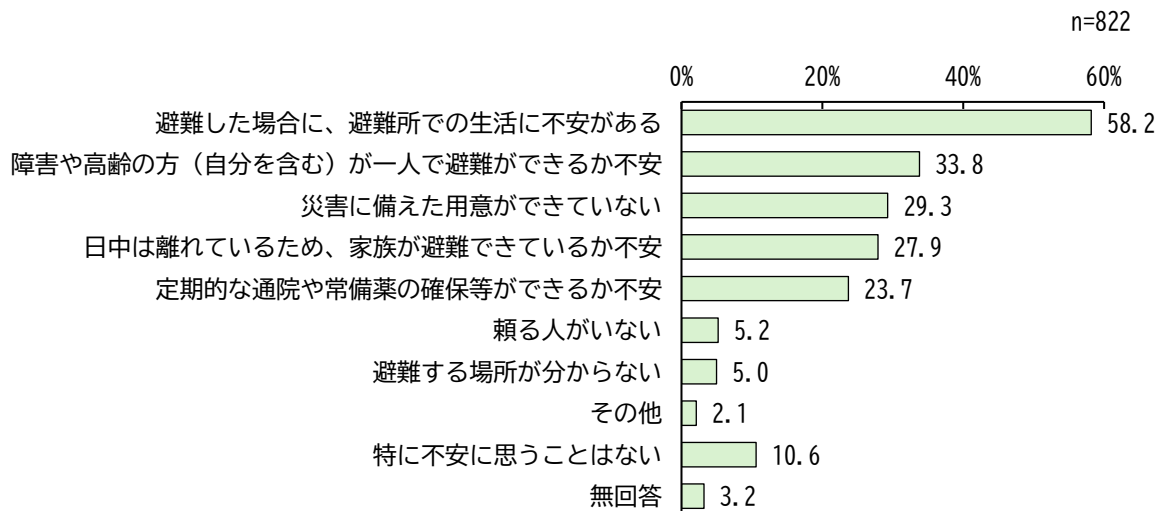
### (10) 今後社会福祉協議会に充実させてほしい活動

今後充実させてほしい社会福祉協議会の活動については、「気軽に相談できる「福祉総合相談」の充実」(37.5%)が最も多く、次いで「福祉サービスに関する情報発信の充実」(33.3%)、「在宅生活の福祉サービスの充実」(33.1%)等の順で続いています。



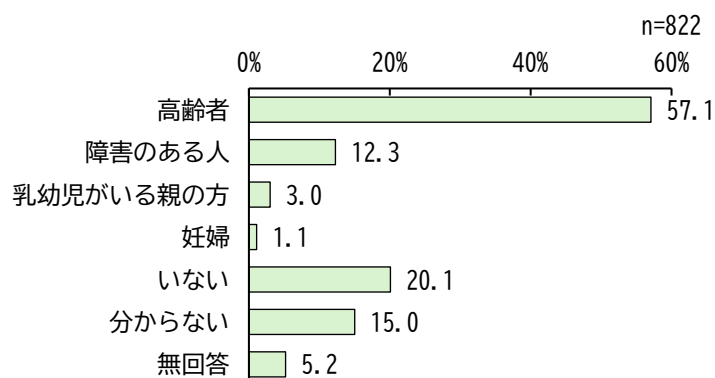
### (11) 災害時に不安に思うこと

災害が起きた際、不安に思うことについては、「避難した場合に、避難所での生活に不安がある」(58.2%)が最も多く、次いで「障害や高齢の方(自分を含む)が一人で避難できるか不安」(33.8%)、「災害に備えた用意ができていない」(29.3%)等の順で続いています。



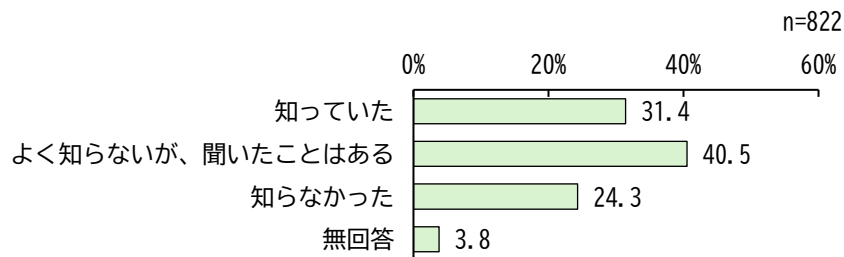
### (12) 避難行動要支援者の有無

災害が起きた際に、避難支援が必要と思われる方が近所にいるかどうかについては、「高齢者」(57.1%)が最も多く、次いで「いない」(20.1%)、「分からない」(15.0%)等の順で続いています。



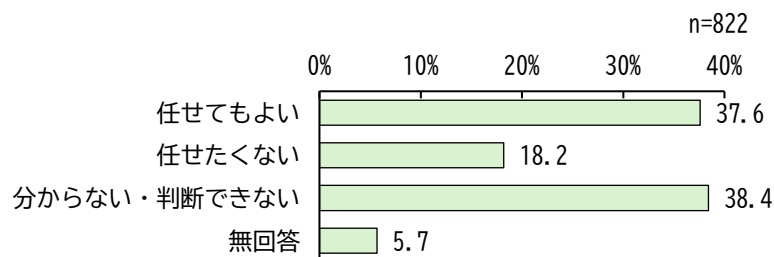
### (13)「成年後見制度」の認知状況

成年後見制度の認知状況については、「よく知らないが、聞いたことはある」(40.5%)が最も多く、次いで「知っていた」(31.4%)、「知らなかった」(24.3%)の順で続いています。



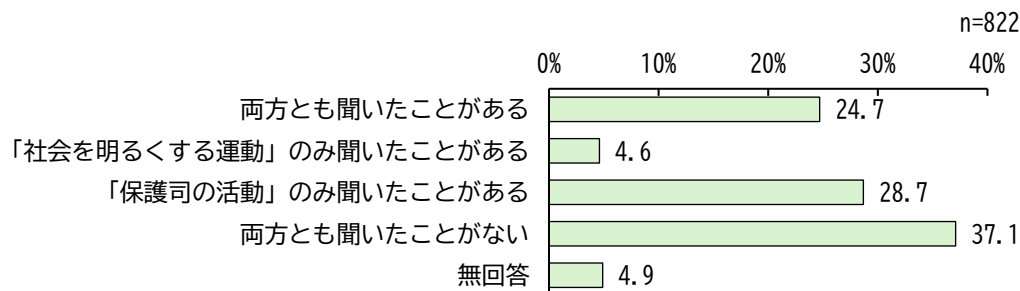
### (14)「成年後見人」への委任について

万一、自分自身の判断能力が不十分になった場合に、自身の財産等を「成年後見制度」に基づき「成年後見人」に任せることについては、「分からない・判断できない」(38.4%)が最も多く、次いで「任せてもよい」(37.6%)、「任せたくない」(18.2%)の順で続いています。



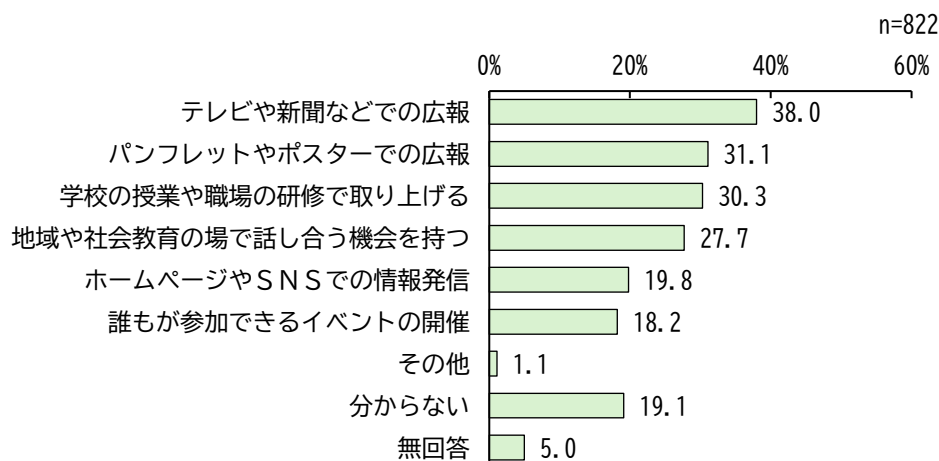
### (15) 「再犯防止」に関する広報・啓発活動の取組の認知状況

「社会を明るくする運動」や「保護司の活動」の認知度については、「両方とも聞いたことがない」(37.1%) が最も多く、次いで「保護司の活動」のみ聞いたことがある(28.7%)、「両方とも聞いたことがある」(24.7%) 等の順で続いています。



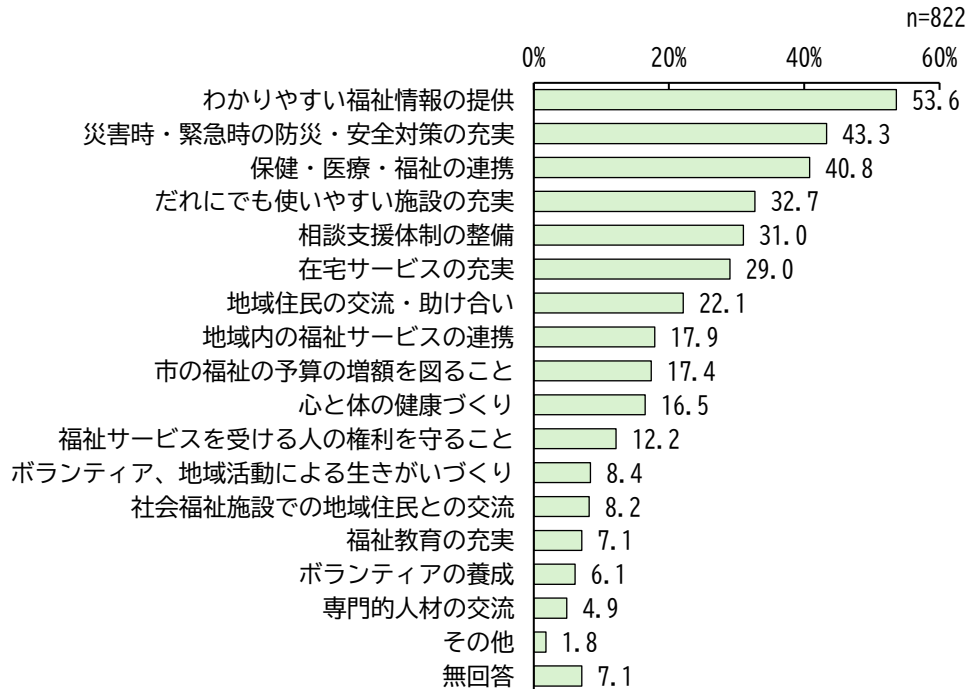
### (16) 「再犯防止」に関して市民の理解や関心を深めるために重要と思うこと

「再犯防止」に関する理解や関心を深めるために必要な取り組みについては、「テレビや新聞などでの広報」(38.0%) が最も多く、次いで「パンフレットやポスターでの広報」(31.1%)、「学校の授業や職場の研修で取り上げる」(30.3%) 等の順で続いています。



### (17)「福祉のまちづくり」推進のために重要と思うこと

今後、南房総市で「福祉のまちづくり」推進のために重要だと思うことについては、「わかりやすい福祉情報の提供」(53.6%)が最も多く、次いで「災害時・緊急時の防災・安全対策の充実」(43.3%)、「保健・医療・福祉の連携」(40.8%)等の順で続いています。



### (18)「自由記入」の内容から

普段困っていることや地域でやってみたい活動など自由に記入・回答する形式の質問については、外出や移動に関する内容が最も多く、次いでサービス・制度の充実やボランティア、居場所・活動の場所づくりに関する回答がみられました。

具体的な回答（一部抜粋）は下記のとおりです。

- 車の運転ができなくなった時に病院とスーパーが歩いて行ける距離ではないこと
- 交通機関の充実がもう少しこの地域でも便利で使いやすくしてほしい。それによって移動しやすい安心して外出したい気持ちになるとおもいます。
- 子育て世代ですが、子どもの関係の施設などの場所にとともかたよりのあるように感じます。もう少し、市内全体に満遍なく行きわたるようにしてほしいです。
- 定年後時間があるので、何か人の役に立ちたいとは考えています。しかし、個人では思うだけで形にする事が出来ません。広報でボランティア募集を呼びかけていただければ都合の合う日時に活動する事が出来、自分の健康(身体と頭)にもいい様に思います是非そんなツールを作っていただきたいです。
- 気楽に(近所に)立ち寄れる場所があると安心できます。

## 4 地域福祉の視点から見た市の課題

市では、第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたり、住民アンケート調査や地域住民との意見交換会、市内福祉関係団体へのヒアリングなどを通じて、地域で困りごとを抱える方々を含め、地域の実情や様々な立場の声を丁寧に聴き取ってきました。これらの結果から、地域のつながりと交流、福祉サービスの充実、支え合いの仕組み、安全・安心な生活環境に関して、地域福祉の視点から見た市の課題が明らかになりました。ここでは、その主な課題を4つのカテゴリーに整理して示します。

### ◆地域のつながりと交流について

市では、これまで自治会活動や地域行事、老人クラブや地区社協の活動などを通じて、住民同士のつながりや支え合いを育んできました。一方で、人口減少や少子高齢化の進行、働き方や生活スタイルの変化などにより、地域活動の担い手不足や、これまでの仕組みだけでは支え切れない状況も見られるようになってきました。特に、高齢世帯の増加に伴い、自治会や各種団体の役員・運営の負担が一部の人に偏りやすくなっていることや、地域行事の規模縮小・中止などが、地域の「顔の見える関係」の弱まりにつながる懸念されます。

アンケート調査では、「あいさつをする」「立ち話をする」といった日常的な関わりは一定程度保たれている一方で、「困ったときに助け合える」と感じている人は2割程度にとどまり、いざという時に支え合える関係が十分に形成されていない状況もうかがえます。また、自由記述からは、人口減少による地域行事の縮小、高齢化に伴う自治会運営の負担感など、地域活動を続けていくこと自体が難しくなっている実態も明らかとなりました。意見交換会においても、「近所でのつながりや助け合いはある」という意見とともに、「少子高齢化で交流が希薄になってきた」という声が挙がり、地域による状況の差異や、今後の地域活動継続性への不安が共有されました。

団体ヒアリングでは、隣近所・世代間の交流不足、地域活動の不活発さを挙げる団体があり、気軽に集まれる場の少なさを指摘する声もありました。

また、地域のつながりの在り方については、「多世代交流ができる場所やイベント」「若者が参加しやすい活動」「子どもを中心にした企画」など、世代を超えた交流の機会を求める意見も多く見られました。このような意見から、従来の自治会や行事の枠組みだけでなく、公民館やコミュニティ集会所、地域子育て支援拠点、ふれあいサロンなど、多様な場と仕組みを組み合わせながら、子どもから高齢者まで誰もが参加しやすい地域づくりが重要視されていることがわかります。

今後は、高齢者の生活支援体制や地域づくり協議会、市民活動応援事業などを通じて、地域ごとの実情に応じた活動を支えつつ、地区社協やささえあいネットワーク、ボランティア・福祉団体等との連携を強めることで、「日常のあいさつ」「身近な交流」「いざという時の支え合い」が循環する地域のつながりを再構築していくことが重要な課題となっています。

## アンケート・意見交換会等で寄せられた地域の声

### アンケート 調査

- 近所付き合いの程度については、あいさつをする、立ち話をする関係であるとの回答が多く、「困ったときに助け合える」と回答した方は2割程度となっています。
- 自由記述では、人口減少によって地域行事が縮小されている、高齢の世帯が多く、自治会等の負担が大きくなっているとの回答がありました。
- 地域で困っている人を助けることができない理由については、「自身が高齢であることから体力的に難しい」、「どこまで深入りしてよいかわからない」といった意見がありました。

### 意見 交換会

- 近所でのつながりがあり、助け合いもできているという意見がある一方、少子高齢化が進むことで地域での交流が希薄になっているという声もありました。
- 多世代交流ができる場所やイベントの開催、若者が参加しやすい活動、子どもを中心とした企画など、世代ごとだけでなく、世代を超えた交流に関しても意見があがりました。
- 地域でできると思うことについては、日常のあいさつ運動や高齢者への声かけ、困っている人に手を差し伸べられる雰囲気づくりなどの意見が示されています。

### 団体 ヒアリング

- 地域の問題点について、隣近所・世代間の交流不足と回答している団体が多くなっています。
- 今後市が「地域住民の交流・助け合い」について重点的に進めるべきだ、との回答は3割を超えています。
- 自由記述では、若い世代や移住者と交流し、地域に関心を持ってもらうことの難しさについて回答している団体がありました。

## ◆福祉サービスの充実について

市ではこれまで、障がいのある方に対する生活支援事業、認知症の方の見守り施策、子ども・子育てに関する支援など、幅広い福祉サービスを展開することで、全ての人が安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組んできました。一方で全国的に、人口減少や少子高齢化の進行、住民の生活様式の多様化などにより、サービスの充足度が不十分で、特に複合的な課題（要介護状態と貧困を抱える世帯、障害をもつ家族の介助と子育てを両立する世帯など）を持つ方が必要な支援にアクセスしにくい状況が見られるようになってきました。本市では、地区ごとに山間部や沿岸部といった異なる地理的特徴を有しており、広範囲に渡って住民が暮らしているため、福祉サービスや相談支援が地域住民に十分に届きにくいといった課題があります。

アンケート調査では、福祉サービスの充足度について「足りていると思わない」と回答した方が5割を超え、わかりやすい情報提供や保健・医療・福祉の連携を求める声が多くなっています。

意見交換会においても、「障害、要介護、貧困など様々な課題を抱える方が必要なサービスを受けられていない」という意見とともに、「サービスの内容や利用可否についての情報をしっかりと届けることが重要」という声が寄せられ、地域や年代ごとの情報格差や包括的支援の不足が共有されました。

団体ヒアリングにおいても、福祉サービスの情報が届きにくいといった意見があり、団体と市・社会福祉協議会の間で交流や連携を強め、必要な情報を提供してほしいという要望が見られました。

今後は、障害者、高齢者、子ども・子育て支援などの市が行う施策と、各種生活援助、相談受付などの社会福祉協議会・福祉関係機関が行う施策をより一層促進するとともに、情報周知の強化と複合課題への包括的支援を進め、「必要なサービスが届く」「誰もが利用しやすい」福祉サービス体制を再構築していくことが重要な課題となっています。

## アンケート・意見交換会等で寄せられた地域の声

### アンケート 調査

- 福祉サービスの充足度については、「足りていると思わない」と回答した方は合計で5割を超えています。
- 福祉のまちづくりを進めるために重要と思うことでは、わかりやすい福祉情報の提供や保健・医療・福祉の連携に多くの回答がありました。
- 今後充実させてほしいものとして、移送サービスの拡充や訪問医療における対応診療科の拡大を求める意見も寄せられています。

### 意見 交換会

- 障害、要介護、貧困など、様々な課題を抱える方が必要なサービスを受けることができていないという意見がありました。
- サービスの内容や利用可否についての情報をしっかりと届けることが重要であるとの意見が多く寄せられています。
- そのほか、子育て世帯が安心して暮らせる支援や、居住支援、支援を受けるための手続きを簡略化するなどの声もありました。

### 団体 ヒアリング

- 支援が必要な方の住まいなどに関する情報が手に入りにくい、わかりやすい福祉情報の提供をすべき、といった回答が多くなっています。
- 保健・医療・福祉の連携や相談支援体制の整備を重点的に進めるべきであるとの回答も多く寄せられています。
- 自由記述では、地域住民と福祉担当者の交流機会がもっとあるとよい、という意見もありました。

## ◆支え合いの仕組みについて

市ではこれまで、自治会活動や地域のお祭り、行事、公民館活動などを通じて、住民同士が顔を合わせて交流する機会が重ねられ、その中で自然な声かけや見守り、ちょっとした助け合いといった日常的な支え合いが育まれてきました。こうした地域に根ざした関係性は、暮らしの安心感を支える大きな力となっています。

一方で、ボランティア参加者の高齢化や担い手不足が顕在化し、これまでの仕組みだけでは地域の支援ニーズを支え切れない状況も見られます。特に、高齢世帯の増加に伴い、従来の無償ボランティアに頼る形態では負担が偏りやすく、多世代での助け合いや新たな仕組みづくりが求められています。

アンケート調査では、地域での支え合いが「行われていると思わない」とする方が3割を超える一方、「困っている人がいたら助けようと思う」とする方が8割を超え、潜在的な協力意欲は高いものの、実際の参加機会や仕組みが不足している状況がうかがえます。また、自由記述からは、住民同士の関係深化や転入者交流の必要性が指摘されています。

意見交換会においても、「高齢化で草刈り・清掃が負担」「世代を超えた助け合い不足」という地域生活の持続可能性への不安に対する意見とともに、「簡単な手伝いや家事支援なら協力できる」「若者・子育て世代中心の助け合いが必要」「ボランティアポイント制を導入してはどうか」などの多様なアイデアも聞かれました。

団体ヒアリングでは、活動のワンパターン化や担い手不足を挙げる団体が多数を占め、メンバーの高齢化や若い世代の参加が得られないことを指摘する声がありました。また、市や社会福祉協議会へ期待する支援として、担い手養成や団体同士のネットワーク化推進を求める意見が複数寄せられています。

また、認知症高齢者の増加や、単身世帯の増加に伴い、判断能力が低下した方への成年後見制度の利用促進についても必要性が高まっており、権利擁護推進センターの役割強化や福祉教育、地域理解の推進が一層重要となっています。

今後は、福祉教育推進やボランティアや市民活動に対する支援、担い手の養成、成年後見制度の利用促進などの施策を通じて、地域ごとの実情に応じた参加促進を図りつつ、広報啓発や権利擁護・自立支援との連携を強めることで、「日常の小さな手伝い」「多世代の協力」「持続的な担い手づくり」が循環する支え合いの仕組みを構築していくことが重要な課題となっています。

## アンケート・意見交換会等で寄せられた地域の声

### アンケート 調査

- 地域において住民同士の支え合いが行われていると「思わない」と回答した方は合計で3割を超えている一方、地域で困っている人がいたら「助けようと思う」と回答した方は合計で8割を超えています。
- 地域活動を活発にするために大切と思うことについては、住民同士の助け合いの関係を深めること、顔見知りの関係を広げることのほかに、転入者との関係づくりについても回答を得ていました。
- 地域の活動やボランティア等が活発に行われるためには、「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げること」が最も多く、自由記述では「費用や役務などの負担をなるべく軽くする」という意見もありました。

### 意見 交換会

- 高齢化しており、地域の草刈りや清掃が負担であるとの意見や、世代を超えた多世代での交流や助け合いが不足しているとの意見が多くみられました。
- 若者が興味を示しやすいイベント開催などを積極的に行い、顔の見える関係をつくることが重要といった意見もありました。
- 簡単な手伝いや家事支援なら協力できるという声や、若者や子育て世代を中心とした助け合い、ボランティアにポイント制を設けるなど、様々な支え合いに関する意見が挙げられています。

### 団体 ヒアリング

- 団体活動を行う上での課題では、「メンバーの高齢化」、「新しいメンバーが入らない」、「リーダー（後継者）が育たない」の回答が上位を占めています。
- 自由記述では、地域活動やボランティアをするためにも移手段が求められるといった意見も寄せられています。
- 他団体との交流機会を増やし、課題を解決するためのヒントを得たいといった回答もありました。

## ◆安全・安心に生活できる環境づくりについて

市ではこれまで、災害時の支援体制構築や市内の移動環境整備、住宅や居住に対する支援などの取り組みを通じて、安全・安心な生活環境の整備を進めてきました。一方で、災害時の避難支援、交通アクセスの不便、空き家の増加などの従来からの課題に加え、生活困窮者の自立支援、再犯防止体制の強化など、社会の変化に対応した新たな課題も生じています。特に、高齢者・障害者の自力避難、自動車運転免許返納後の移動が困難となっていること、空き家の治安悪化リスクなど、災害時や緊急時における安全・安心の確保に引き続き課題が見られます。

アンケート調査では、防災訓練への参加・不参加がほぼ同率で分かれ、避難所生活や高齢・障害者の避難不安が指摘されました。また、交通・買い物・病院へのアクセスの不便さが暮らしにくさの主な要因となっています。

意見交換会においても、「災害時の避難行動不安」「自力避難困難者支援・避難所整備の必要性」という意見とともに、「移動・買物の不便」「ライドシェア拡充・移送ボランティア促進」などの声があがり、生活の利便性について地域差があることも共有されました。

団体ヒアリングでは、大規模災害時の避難や安否確認に関する不安を挙げる団体が多く、市に対しても防災対策の充実を求める声がありました。

また、全国的に犯罪白書においても指摘されるように、出所者や非行をした人の地域定着が不十分で再犯率が高い状況が続いており、再犯防止に向けた地域支援の強化が強く求められています。市においても、福祉教育、地域理解の推進を図り、犯罪や非行をした人が地域で孤立することのない社会を実現することが一層重要となります。

今後は、地域ごとの実情に応じた取り組みを促進しながら、交通・災害・空き家・再犯防止対策といったそれぞれの連携を強めることで、「安全・安心で暮らすことができる」「持続的な生活基盤」が整った環境を構築していくことが重要な課題となっています。

## アンケート・意見交換会等で寄せられた地域の声

### アンケート 調査

- 地域の防災訓練への参加については、参加していない人がわずかに上回るものの、参加されている方とほぼ同率となっており、災害発生時には避難所の生活での不安のほか、障害や高齢を理由とした避難行動への不安も多く挙げられています。
- 地域で暮らしにくさを感じる理由について、交通の便が悪い、買い物が不便、病院が遠いなどの意見が挙げられています。
- 使われていない土地や空き家が増えているので有効活用してほしいという回答もありました。

### 意見 交換会

- 災害時の避難行動に関する不安も挙げられており、自力避難が難しい方への支援や避難所の環境整備についても求める意見が多く寄せられています。
- 移動や買い物の不便さについての意見も多く、その解決策としてライドシェアの拡充や移送ボランティアの促進などの案が挙げられました。
- 公園、サロン、集会所が少ないといった意見や、獣害、雑草の繁茂など、生活に身近な課題が複数寄せられています。

### 団体 ヒアリング

- 大規模風水害・地震時の避難不安が地域の課題となっている、と回答した団体が4割以上に上っています。
- 交通安全や防犯、防災を活動内容の一つとしている団体もみられ、2割以上の団体が警察や消防との連携があると回答しています。
- 自由記述では、移動手段の拡充を求める意見が多く、緊急時に障害のある子どもの避難が難しいといった意見もありました。

## 第3章



計画の基本的な考え方  
(目指す地域福祉の姿)



## 1 計画の基本理念

全国的に、少子高齢化の加速や社会的孤立の深刻化、多様な生活課題の複合化により、地域共生社会の実現に向けた「つながり」と「支え合い」の重要性が一層高まっています。

法務省が作成する犯罪白書においても指摘される再犯防止や、近年深刻となっている生活困窮者への支援、災害時の要配慮者支援や交通アクセスの格差など、地域全体の安心づくりにおいては幅広い課題が山積しています。

本市においても、人口減少・高齢化、地域のつながり希薄化、福祉的活動の担い手不足、交通・災害・空き家課題などが顕在化し、住民の声からも多世代交流や包括的支援の強化が強く求められています。

南房総市では、平成30(2018)年度に『第2次南房総市総合計画』(2018年度～2027年度)を策定し、市の将来像を「ひと・ゆめ・みらい 地域で創る魅力の郷 南房総」として掲げています。

また、この総合計画において保健・医療・福祉の分野では「優しく安心して暮らせる南房総」を基本方針とし全ての市民が生涯を通じて安心し、生きがいを持って暮らせるまちづくりを推進しています。

全国全ての地域で「つながり」と「支え合い」がますます大切になる中で、総合計画の「優しく安心して暮らせる南房総」という基本方針に沿って、本市らしさを大切にしながら実行してきた「みんながつながり支え合う みんなにやさしいまちづくり」という基本理念を引き継いでいくことが、今後の地域共生社会を目指す上においても重要となります。

この基本理念を第2次計画においても大切に守り、地域の変化に寄り添った取り組みをさらに深めていくため、本計画の基本理念は前回計画を踏襲し次のとおり定めます。

### 基本理念

**みんながつながり支え合う**

**みんなにやさしいまちづくり**

## 2 計画の基本目標

第2次計画では、第1次計画の基本目標を踏まえ、その後の社会情勢や国・県の動き、アンケート結果等から見られる地域福祉の課題への対応を考慮して、下記の3つの基本目標に向けた施策体系で計画を推進していくこととします。

### 基本目標1 支え合い助け合い『人』がつながるまちづくり

「総合計画」の定める「将来像」の「ひと」に基づき、人と人とのあたたかなつながりを大切に、互いに支え合い助け合う地域づくりを進めます。誰もが無理なく続けられる持続可能な仕組みを構築し、日常からいざという時まで地域全体で支え合える体制を目指します。

災害時などの緊急時には要支援者への支援を強化するため、市民の自主防災組織の充実や福祉関係機関との連携を深めます。また、福祉教育の推進を通じて地域福祉の理解を広め、住民の積極的な参加と担い手育成を図ります。

### 基本目標2 誰もが安心して『夢』を持って暮らせるまちづくり

「総合計画」の定める「将来像」の「ゆめ」に基づき、人々の多様な特性を個性として尊重し、誰もが地域で安心して自分らしく暮らせる環境を整えます。子どもから高齢者までが夢を持ち、健康でいきいきと過ごせるよう、心身の健康づくりと健康寿命の延伸に取り組めます。

あわせて、次代を担う子どもたちが安心して育つ地域を実現するため、地域全体で子育てを支える体制を強化し、世代を超えた交流を促進します。また、判断能力が低下した方への成年後見制度の利用促進や権利擁護の仕組みを充実させ、誰もが尊厳を持って暮らせる取り組みを進めます。

### 基本目標3 一人ひとりに寄り添い『未来』へつなげるまちづくり

「総合計画」の定める「将来像」の「みらい」に基づき、福祉に関する総合相談窓口の整備を進め、わかりやすい情報提供と発信により、誰もが必要なサービスや支援にスムーズにアクセスできる体制を構築します。生活困窮や虐待など困難を抱える人を多角的に支え、地域での生活継続を可能にします。

また、出所者や非行歴のある方の地域定着支援を強化し、社会的弱者が孤立せず未来へつながる支援を進めます。

### 3 計画の展開（取り組みの体系）

基本理念

基本目標

取組の方向性

みんながつながり支え合う

みんなにやさしいまちづくり

1. 支え合い助け合い  
『人』がつながる  
まちづくり

1. 住民みんなで地域のつながりを育てる
2. 地域の関係機関がつながり合い、協働して取り組む
3. 地域での交流と出会いの機会を充実させる
4. 災害に備えた地域の連携体制を強化する
5. 誰もが安心して外出できる地域をつくる
6. 福祉活動への関心を高め、参加する人の輪を広げる

2. 誰もが安心して  
『夢』を持って暮らせる  
まちづくり

1. 最期まで自分らしく過ごせる地域をつくる
2. 心とからだの健康づくりに取り組み、いきいきと暮らせる時間を増やす
3. 安心して子どもを産み育てられる地域づくりを進める

3. 一人ひとりに  
寄り添い  
『未来』へつなげる  
まちづくり

1. 一人ひとりに寄り添う相談体制を整える
2. 困りごとを抱える人をみんなで支える
3. 地域で生活するための環境を整える



# 第4章



目標と施策  
(取り組み)



## 基本目標1 支え合い助け合い『人』がつながるまちづくり

### 1 住民みんなで地域のつながりを育てる



#### めざす方向

地域の中で顔の見える関係づくりを進め、暮らしの中で自然と「声をかけ合い・助け合える」つながりを広げていきます。

高齢者や子ども、一人暮らしの人など、支援が必要な人も地域の一員として見守られ、安心して暮らせるよう、自治会や社会福祉協議会、地域づくり協議会などが連携しながら、日常的なつながりと支え合いの仕組みを強めていきます。

市民・市・社会福祉協議会がそれぞれの役割を発揮し、生活支援体制整備やささえあいネットワーク、募金活動等を通じて、誰もが参加しやすい地域福祉の土台づくりを進めます。



#### 市民のみんなができること

- 日頃からあいさつや声かけを通じて、ご近所とのつながりを大切にしましょう。
- 自治会や社会福祉協議会、地域づくり協議会などの活動に積極的に参加し、地域の顔の見える関係づくりに協力しましょう。
- 気になる人や困りごとを抱えていそうな人を見かけたら、一人で抱え込まず、地域の相談先や支援者につなぐようにしましょう。
- できる範囲でたすけあいなどに協力し、地域で支え合う活動を応援しましょう。

#### 市が取り組むこと

- 高齢者の生活支援体制を整備し、見守りや生活支援の仕組みづくりを進めます。
- 広報・PRを通じて、地域活動や福祉活動への参加を促進します。
- 地域の話し合いや支え合いの活動をきめ細かく支援します。
- 関係機関・団体との連携を進め、地域の様々な資源をつなぎながら、暮らしやすい地域づくりを進めます。

## 社会福祉協議会・福祉関係機関が取り組むこと

- 住民相互に取り組む活動を支援し、地域ごとの特色あるささえあい活動を広げます。
- ささえあいネットワーク活動を推進し、見守りや声かけ、生活支援など地域ぐるみの支え合い体制づくりを支援します。
- 生活支援・介護予防の体制整備を図り関係者のネットワークづくりを進めます。
- 共同募金運動を広め、地域の福祉活動の財源づくりと啓発に取り組み、地域福祉を支える仕組みを強化します。

### 《市の取り組み》

施策・事業	内容	担当部署
市民協働の推進	地域づくりや男女共同参画、NPO 関連など、市民協働推進に関する事業を PR し、活動を促進します。	市民課
「地域づくり協議会」への支援員の配置	「地域づくり協議会」に「地域づくり支援員」を配置し、地域の様々な活動団体等との連携を調整して、市民と行政の協働のまちづくりを推進します。	市民課

### 《社会福祉協議会・福祉関係機関の取り組み》

活動・事業	内容
地域福祉を支える活動の支援	各地域の特色ある「地区社会福祉協議会」の活動やボランティア活動を支援し、住民相互の「ささえあい」の充実を図ります。
介護予防の普及と生きがいづくりに向けた取り組みの充実	地域に住む誰もがその人らしい生活が送れるよう、住民の方々と連携して介護予防の普及を進めます。
赤い羽根共同募金運動の推進	全国一斉に行われる「赤い羽根共同募金運動」や「歳末たすけあい運動」を啓発し、地域福祉活動費の確保に努めます。

## 2 地域の関係機関がつながり合い、協働して取り組む



### めざす方向

地域で活動する自治会・NPO・ボランティア団体・企業・学校・社会福祉法人など、分野や立場の異なる多様な主体がゆるやかにつながり、それぞれの強みを生かして地域課題の解決や福祉活動に取り組める体制をつくっていきます。

市民一人ひとりが、身近な団体や企業等の活動に関心を持ち、できる範囲で参加・協力することにより、「誰かがやる」のではなく、「みんなで支え合う」地域づくりを進めます。

あわせて、地域づくり協議会や市民活動団体への支援、福祉団体・ボランティア・社会福祉法人との連携支援などを通じて、多様な主体が出会い、学び合い、協働できる基盤づくりを推進します。

### 市民のみんなができること

- 身近な自治会やNPO、市民活動団体、福祉団体などに関心を持ち、自分にできるかたちで参加・協力しましょう。
- 地域づくり協議会や地域の話し合いの場に積極的に参加し、多様な立場の人たちと意見や情報を共有しましょう。
- 地域で活動している企業やお店の社会貢献活動、ボランティア活動などにも目を向け、応援や利用を通じて支え合いの輪を広げましょう。
- 自分の得意なことや経験を地域の活動に活かし、「できる人が・できるときに・できることから」関わっていきましょう。

### 市が取り組むこと

- 地域の主体的なまちづくりや協働の取り組みを支援します。
- 市民や団体の自主的な活動やチャレンジを後押しし、地域福祉につながる取り組みを広げます。
- 地域の企業との協働や社会貢献活動が進むような環境づくりを進めます。
- 分野ごとの担当部署や関係機関との連携を図り、多様な主体がつながりやすい情報提供や協働の仕組みづくりを進めます。



## 社会福祉協議会・福祉関係機関が取り組むこと

- 福祉団体への支援や連携支援を行い、団体同士が互いの活動を知り合い、協力し合える体制づくりを進めます。
- ボランティア活動の情報共有やネットワークづくりを進め、多様なボランティアが活躍できる場を広げます。
- 地域の社会福祉法人が地域福祉の担い手として連携して活動できるよう、協働体制の整備を進めます。
- 市民・企業・団体・専門機関をつなぎ、地域の課題に応じた協働の場づくりやコーディネートを行います。

### 《市の取り組み》

施策・事業	内容	担当部署
「地域づくり協議会」への支援	市の重点プロジェクトの一つである「協働のまちづくり」に向けて、「地域づくり協議会」に運営交付金を交付します。	市民課
市民活動応援事業	市民の自主的で多様なまちづくり活動を応援するため、それぞれの活動レベル・内容・組織形態等に応じた支援を行います。	市民課
企業・起業家への支援	新たな仕事の創出や雇用機会の拡大により地域経済の活性化を図るため、市内において起業や新たな分野への取り組み、地域雇用を創出する事業者に対し、経営基盤の強化や事業の高度化を支援します。	商工課

### 《社会福祉協議会・福祉関係機関の取り組み》

活動・事業	内容
福祉団体への支援	地域で活動している様々な団体が他分野の団体と交流し、連携できるよう支援します。
ボランティア活動の支援	市内の個人や団体の多様なボランティア活動を支援します。活動の情報共有とネットワークづくりを通じて、活動の場を広げます。
社会福祉法人の連携	市内の社会福祉法人が連携して市民の福祉活動を支援します。

### 3 地域での交流と出会いの機会を充実させる



#### めざす方向

公民館やコミュニティ集会所、地域子育て支援拠点、高齢者サロンやふれあいの居場所など、既にある場や資源を活かしながら、多世代が自然と集まり、見守りや助け合いにつながるような環境づくりを進めます。

地域交流の場を各地域に広げることで、子どもから高齢者まで、誰もが気軽に立ち寄り、顔を合わせて話したり、学んだり、楽しんだりしながら、お互いの理解が深まるよう、取り組みを促進します。

市民・市・社会福祉協議会や福祉関係機関がそれぞれの役割をいかし、場の運営や活動支援、施設整備や助成制度などを通じて、身近な交流の場づくりを推進します。

#### 市民のみんなができること



- 近くの公民館や集会所、サロン、子育て支援拠点などに積極的に参加し、地域の交流の輪を広げていきましょう。
- 趣味や特技、得意なことを活かして、サークル活動や講座、交流会の開催・運営に協力しましょう。
- 一人で参加しづらい人や、新しく地域に来た人にも声をかけ、一緒に参加できるように誘い合しましょう。
- 子どもから高齢者、障がいのある人など、様々な人が安心して過ごせる居場所になるよう、互いに配慮しながら過ごしましょう。

#### 市が取り組むこと

- 高齢者同士や多世代との交流の場づくりを支援します。
- 必要に応じて集会所の建設・改修費用を助成し、地域の実情に合った交流拠点の整備を進めます。
- 子育て家庭が気軽に集い、相談や交流ができる場を提供します。
- 公民館活動を推進し、世代や分野をこえた学びと交流の機会を充実させます。

## 社会福祉協議会・福祉関係機関が取り組むこと

- 高齢者や障害のある人、子育て世代などが安心して集えるサロンや居場所づくりを支援します。
- 高齢者の生きがいづくりや健康づくりの活動を支援し、地域参加の機会を広げます。
- 様々な地域資源を活用し、身近な場所での交流の場づくりをコーディネートします。
- 地域のボランティアや団体と連携し、多様な交流プログラムや見守り活動と結びつけた居場所づくりを進めます。

### 《市の取り組み》

施策・事業	内容	担当部署
老人クラブへの助成	高齢者が常に心身の健康を保持し、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加できるよう支援する取り組みに対して助成を行います。	高齢者支援課
コミュニティ集会所の建設・改修への助成	行政区から要望のあった集会施設の新築工事、改修工事の費用の一部を助成し整備することで、地域コミュニティを育みます。	市民課
地域子育て支援拠点施設の運営	妊娠期から幼稚園入園前までの親子が利用できる施設を運営し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行い、子育ての不安を和らげ、子どもたちの健やかな育ちを支援します。	子ども教育課
公民館活動の推進	公民館・生涯学習推進員主催の各種講座や教室を企画・運営し、市民の生きがいづくりと福祉の増進を図ります。	生涯学習課

### 《社会福祉協議会・福祉関係機関の取り組み》

活動・事業	内容
居場所づくりの支援	高齢者をはじめ様々な人が集う居場所づくりを促進し、住民相互の交流を通じて「支え合い活動」が広がるよう取り組みを支援します。また、行政・区長会・民生委員・児童委員等と協働しながら、交流の場を広げていきます。
シニアクラブの活動支援	シニアクラブ活動を通じた高齢者の生きがいと健康づくりの機会を支援します。
さまざまな地域資源の活用	社会福祉施設をはじめ、企業や団体の施設を地域の交流の場や機会として有効活用できるよう取り組みます。

## 4 災害に備えた地域の連携体制を強化する



### めざす方向

地震や風水害などの災害が起こったときに、地域の中でお互いに助け合いながら命と暮らしを守るよう、平時から顔の見える関係と連携体制を整えていきます。

特に、高齢者や障がいのある人、子ども、一人暮らしの人など、災害時に配慮が必要な人が、取り残されることなく避難や生活支援を受けられるよう、避難行動要支援者への支援体制や福祉避難所および指定福祉避難所の受け入れ体制を充実させます。

また、自主防災組織や地域団体、福祉関係機関などと協力しながら、平時からの備えと災害時の支援・連携体制についても強化します。

### 市民のみんなができること

- 日頃から地域の防災訓練や避難訓練に参加し、災害時の行動や避難場所を家族や近所の人と確認しておきましょう。
- 自分の住んでいる地域にどのような支援が必要な人（高齢者・障がいのある人・子ども・一人暮らしの人など）がいるか関心を持ち、日頃から声かけや見守りをするようにしましょう。
- 災害時に困っている人を見かけたら、一人で抱え込まず地域の防災組織や行政・社協などの支援につなぐようにしましょう。
- 備蓄や家具の固定など家庭での防災対策を進めるとともに、地域での助け合いに参加できるように、できることから準備しておきましょう。

### 市が取り組むこと

- 避難行動要支援者の名簿整備や本人・関係者との調整などを通じて、災害時に支援が必要な方への支援体制を整備します。
- 優先度の高い避難行動要支援者の「個別避難計画」の作成を進めます。
- 福祉避難所および指定福祉避難所の整備を進め、災害時に配慮が必要な方が安心して避難・生活できる環境を確保します。
- 防災環境の整備や防災啓発を進めるとともに、自主防災組織への助成などにより、地域主体の防災・減災活動を支援します。
- 平時から災害時を見据えた総合的な支援体制づくりを進めます。



## 社会福祉協議会・福祉関係機関が取り組むこと

- 大規模災害時に全国・市内外からのボランティア受け入れや活動調整が円滑に行えるようにします。
- 被災者支援や福祉的支援が継続して行えるよう、災害時の資金確保の仕組みを整えます。
- 災害により生活に困難を抱えた世帯に対し、早期の生活再建に向けた支援を行います。
- 平時から地域の関係団体や自主防災組織と連携し、災害時に福祉的ニーズを踏まえた支援が行えるよう、研修や連絡体制の整備を進めます。

### 《市の取り組み》

施策・事業	内容	担当部署
避難行動要支援者（要援護者）の支援	避難行動要支援者の名簿を作成して関係機関・関係者（民生委員・児童委員、自主防災組織等）に提供し、災害時の互助に役立てます。また、平常時から名簿を活用して対象者の状況を確認することにより、災害時に避難等が円滑に行われるよう備えます。 また、優先度の高い避難行動要支援者の「個別避難計画」の作成を進めます。	社会福祉課 高齢者支援課 消防防災課 市民課
福祉避難所および指定福祉避難所への受入委託	「地域防災計画」による「福祉避難所」および「指定福祉避難所」について、締結した協定に基づき、高齢者福祉施設・障害者福祉施設への受け入れを委託します。	社会福祉課
防災環境の整備と自主防災組織への助成	災害発生に備え、必要な防災備蓄品を計画的に整備します。また、防災倉庫等の整備や指定避難所の環境改善について検討します。 自主防災組織が自ら行う備えに対して補助金を交付し、「共助」の防災力向上を支援します。	消防防災課

### 《社会福祉協議会・福祉関係機関の取り組み》

活動・事業	内容
被災された方に向けた支援	関係団体や自主防災組織と連携し、早期の生活再建に向け、「災害ボランティアセンター」や災害時の「支え合い活動」が円滑にできるよう体制の整備を図ります。
災害時の資金確保	災害の復旧や被災者の支援のための資金の確保に努めます。
災害に備えた研修や講座の開催	防災や減災の研修や講座を開催し、大規模災害が起きた時に速やかに災害支援が行えるよう、取り組みます。

## 5 誰もが安心して外出できる地域をつくる



### めざす方向

高齢者や障害のある人、子育て世帯など、誰もが必要なときに安心して買い物や通院、地域の集まりに出かけることができるように、外出しやすい環境と支援の仕組みを整えていきます。

利用しやすい公共交通体系を確立するほか、ボランティアによる移送サービスや福祉車両の活用、移動販売や宅配等も組み合わせて、地域の実情に合った「移動の支え合い」を進めます。

また、移動手段の確保だけでなく、出かける機会や行き先づくりも含めて、「外出に困らない地域づくり」を進めます。

### 市民のみんなができること

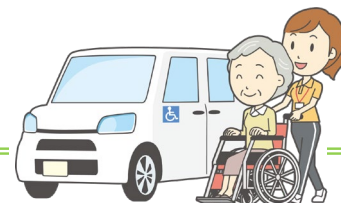
- 近所の方の様子に気を配り、買い物や通院など外出に困っている人がいないか、日頃から声をかけるようにしましょう。
- 地域のバスや移送サービス、移動販売などの仕組みを知り、自分や家族だけでなく、周りの人にも情報を伝えるようにしましょう。
- 可能な範囲で、近所の方の送り迎えや付き添いなど、身近な外出支援に協力しましょう。
- 外出しやすい道づくりや、バス停・乗り場の環境整備など、気づいたことを地域や行政に伝え、みんなで改善していきましょう。

### 市が取り組むこと

- 高齢者や障害のある人などの移動手段の確保に取り組めます。
- バスやタクシー等、公共交通の維持・改善に取り組み、日常生活に必要な交通手段を確保します。
- 地域で行われる移送サービスや見守り・付き添いなどの取り組みが継続しやすい仕組みを整えます。

### 社会福祉協議会・福祉関係機関が取り組むこと

- 公共交通の利用が難しい方の通院や買い物などの外出を支援します。
- 車いす利用者など移動に配慮が必要な方の外出機会を広げます。
- 移動販売や宅配網の整備に関係機関と連携して取り組み、外出が難しい方にも生活必需品が届くような環境づくりを進めます。
- 地域のニーズを把握しながら、市や関係団体と連携して、移動支援と居場所・交流の場づくりを結びつけた取り組みを推進します。



《市の取り組み》

施策・事業	内 容	担当部署
外出支援サービス事業の充実・検討	既存事業の充実を図るとともに、外出支援サービス先進地の取り組みについて調査し、新たな外出支援の仕組みについて検討します。	高齢者支援課 社会福祉課 企画財政課
外出支援への助成	外出が困難な非課税の高齢者や免許を返納した高齢者等が、タクシー又はバスを利用する場合に、その料金の一部又は全部を助成します。	高齢者支援課
市営路線バスの維持管理	市民の生活路線である市営路線バス（富浦線・富山線）の維持管理や改善を行います。	企画財政課
地域生活路線バスの維持	利用者の減少により存続が危ぶまれるバス路線を維持するために、事業者に補助を行います。	企画財政課

《社会福祉協議会・福祉関係機関の取り組み》

活動・事業	内 容
外出支援サービスの推進	ボランティア移送サービスや福祉送迎サービス等を推進し、移動困難な方への外出を支援します。
移動販売や宅配網の整備	移動が困難な方が外出や買い物に困らないよう、移動販売や宅配網の整備に向けて関係機関等との話し合いを進めます。また、住民同士の助け合いによるサービスの仕組みづくりや活動を支援します。

## 6 福祉活動への関心を高め、参加する人の輪を広げる



### めざす方向

誰もが自分ごととして地域の福祉を考え、できる範囲で支え合いの輪に参加できるよう、福祉への理解と関心を広げていきます。

子どもから大人までライフステージに応じた福祉教育や体験の機会を充実させるとともに、ボランティア活動や市民活動に参加しやすい環境づくりを進め、次世代の担い手を計画的に育成します。

市・社会福祉協議会や福祉関係機関がそれぞれの役割を生かし、福祉教育の推進やボランティア支援、介護人材・生活支援人材の確保・養成などを通じて、持続的な地域福祉の担い手づくりを進めます。

### 市民のみんなができること

- 福祉やボランティアに関する情報に関心を持ち、自分にできそうな活動を見つけて参加してみましょう。
- 学校や地域で行われる福祉教育や体験学習、講座などに積極的に参加し、支え合いの大切さについて学びましょう。
- 仕事や家庭の状況に応じて、短時間の活動やイベントの手伝いなど、「できるときに、できることから」福祉活動に関わっていきましょう。
- 身近なボランティアや福祉活動を応援し、周りの人にも参加を勧めるなど、担い手の輪を広げていきましょう。

### 子ども食堂



### 市が取り組むこと

- 学校教育や社会教育と連携して福祉教育の推進を図り、子どもたちが思いやりや支え合いの心を育めるよう支援します。
- 青少年が福祉やボランティアに関わる機会を広げ、幅広い世代の参加を促します。
- 近年担い手不足が深刻化している介護人材の確保に向け、関係機関や事業所と連携し、様々な取り組みを推進します。
- 市民や事業者に対して福祉・ボランティア情報を分かりやすく発信し、地域福祉活動への理解と参加を促進します。

## 社会福祉協議会・福祉関係機関が取り組むこと

- 学校や地域と連携した福祉教育の推進に取り組み、子どもから大人まで福祉や支え合いについて学べる機会を提供します。
- ボランティアや市民活動を継続・発展していくことができるよう環境整備を進めます。
- 日常生活に支援が必要な方への見守り・生活支援・介護予防などを担う人材を計画的に育成します。
- ボランティア活動等の成果を共有し、日頃の取り組みをたたえ合う場をつくり、参加の意欲と誇りを高めます。

### 《市の取り組み》

施策・事業	内容	担当部署
福祉教育の推進	小・中学校での福祉教育を推進します。また、市民にも福祉教育の普及を図ります。	社会福祉課 子ども教育課
青少年赤十字活動への助成	「青少年赤十字活動」を行う学校に補助金を交付します。	社会福祉課
介護人材の確保	介護職の人材確保、質の向上を目的に介護職員初任者研修又は実務者研修に要した費用の一部を助成します。また、市内の介護施設等で介護福祉士として従事しようとする人に、修学資金を貸付けます。外国人人材の育成・確保について検討します。	高齢者支援課

### 《社会福祉協議会・福祉関係機関の取り組み》

活動・事業	内容
福祉教育の推進	学校や地域のボランティア団体等と連携し、ボランティア体験や福祉講座を実施し、地域の高齢者や障がいのある方とのふれあいを通じて、若い世代が福祉を身近なものとして関心を高めることで、将来の地域福祉を支える担い手の育成に努めます。
各種ボランティアの養成と人材確保	ボランティア活動に関心を持つ方を対象に、活動に関する各種講座を開催し、楽しみながら活動を通して生きがいづくりにつなげるとともに、「支え合い活動」の輪を広げます。
ボランティア活動や福祉活動の広報の充実	ボランティア活動や福祉活動に関する情報の提供に努め、担い手となるボランティアや福祉人材の増員を図ります。
福祉情報の発信と充実	地域福祉活動が積極的に活動できるよう、わかりやすい福祉情報やボランティア情報を様々な方法で提供します。

## 基本目標2 誰もが安心して『夢』を持って暮らせるまちづくり

### 1 最期まで自分らしく過ごせる地域をつくる



#### めざす方向

高齢者や障害のある方が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続け、尊厳を持って人生の最期を迎えられるよう、生活支援や医療・介護の体制を充実させていきます。

配食サービスや住宅改修、緊急通報、見守り体制などを通じて、日常の自立支援と緊急時の安全確保を図り、家族や地域の支えと組み合わせることで、安心して暮らせる環境を整えます。

市民・市・社会福祉協議会、福祉関係機関がそれぞれの役割を生かし、誰もが「自分らしく」過ごすことができる地域づくりを進めます。

#### 市民のみんなができること

- 高齢者や障害のある方の様子に気を配り、日頃から声かけや見守りを行い、困りごとがあれば周囲に相談しましょう。
- 配食サービスや緊急通報システムなどの支援制度を知り、必要な人に情報を伝えたり、利用を勧めたりしましょう。
- 地域の集まりやサロンで高齢者や障がいのある方と交流し、孤立を防ぐつながりづくりを心がけましょう。
- 家族や近所の人に福祉サービスが必要な場合、行政や社会福祉協議会の支援制度を一緒に調べて活用しましょう。

#### 市が取り組むこと

- 障害のある方が地域で自立した生活を送れるよう支援します。
- 配食等を実施し、外出が難しい高齢者などの食生活を支援します。
- 認知症の方の見守りや、一人暮らし高齢者の緊急時に対する備えなどを推進し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう環境を整備します。

#### 社会福祉協議会・福祉関係機関が取り組むこと

- 地域での交流活動や見守り活動を広げ、孤立を防ぐ取り組みを推進します。
- 高齢者や障がいのある方の在宅生活を様々な角度から支援し、地域での生活が継続できるように活動を進めます。

《市の取り組み》

施策・事業	内容	担当部署
障害者地域生活支援事業	障害のある人の自立した日常生活や社会生活のため、地域の特性や利用者の状況に応じ、日常生活用具の給付、権利擁護、手話等の通訳、移動支援等のサービスの提供等を行います。	社会福祉課
「食」の自立支援事業	在宅の一人暮らし高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるように、安否確認を兼ねて配食サービスを実施します。	高齢者支援課
認知症高齢者の見守り体制の強化	地域での認知症高齢者見守り体制を強化するため、「認知症サポーター養成講座」の開催や「わんわんパトロール隊」、見守りシールの活用を推進します。	高齢者支援課
緊急通報システムの貸与	在宅の一人暮らし高齢者等の急病等緊急事態に関する日常生活上の不安を解消するため、家庭用端末機・ペンダント型無線発信機を貸与します。	高齢者支援課
救急医療カプセルの配布	65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯に、内服状況や現病歴などの医療情報や緊急連絡先を記載した用紙を入れる専用の容器（カプセル）を配布します。	高齢者支援課

《社会福祉協議会・福祉関係機関の取り組み》

活動・事業	内容
見守り活動の推進	一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障がいのある方、母子父子家庭など訪問見守り活動を支援します。地域の方々とのふれあいの中で、緊急時に地域で助け合いができるような支援体制づくりに努めます。
生活援助の推進	住民相互の助け合いによるサービスや仕組みづくりの活動を支援します。
障害者等の自立支援	福祉団体や専門機関が連携を図り、障害のある方等の自立に向けた相談体制の充実を図ります。

## 2 心とからだの健康づくりに取り組み、いきいきと暮らせる時間を増やす



### めざす方向

誰もが毎日の暮らしの中で心身ともに健康を保ち、いきいきと活動的に過ごせるよう、疾病の予防や健康づくりを日常化し、健康寿命の延伸を図っていきます。

健康教育や検診、地域リハビリテーション、サロン活動などを通じて、病気や要介護状態になる前の早期発見・予防を進め、住民同士の交流も活かした「地域ぐるみの健康づくり」を推進し、健康で安心して暮らせる地域をめざします。



### 市民のみんなができること

- 毎日の運動やバランスの良い食事、十分な睡眠など、生活習慣を見直し、自分自身の健康管理を心がけましょう。
- 健康相談や検診の機会を活用し、早期発見・早期対応を習慣づけましょう。
- 地域のサロンや健康教室、リハビリ活動などに参加し、楽しみながら健康づくりを続けましょう。
- 健康に関する知識や情報を家族や近所の人と共有し、周りにも健康意識を広げていきましょう。

### 市が取り組むこと

- 住民一人ひとりが健康知識を身につけ、必要に応じて生活習慣を改善することができるよう支援します。
- 総合検診や各種検診を実施し、病気の早期発見・予防を推進します。
- 介護予防支援を促進し、元気なうちからの運動習慣が身につくよう啓発を図ります。
- 医療・福祉・保健の関係機関と連携し、健康寿命延伸に向けた総合的な取り組みを推進します。
- 健康ポイント獲得の動機付けとして特典を提供し、健康への関心が薄い層も巻き込み、運動・食事・健診受診などの健康習慣の定着や、地域活性化を目指します。
- がん患者の生活の質の向上を図るため、若年がん患者の在宅療養生活やアピアランスを支援します。

## 社会福祉協議会・福祉関係機関が取り組むこと

- サロン活動を推進し、交流を通じて心身の健康維持・孤立防止を図ります。
- 様々な活動に取り組む福祉団体を支援し、健康づくり活動やイベント等を運営できるようサポートします。
- 居場所づくり活動を通して、生きがいを持ちながら自分らしく地域の中で暮らすことができる環境整備に努めます。
- 健康づくりに関する教室などを開催し、地域全体の健康意識向上に取り組めます。

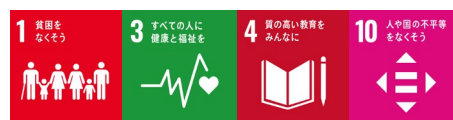
### 《市の取り組み》

施策・事業	内容	担当部署
健康教育・健康相談の実施	市民の健康意識の高揚を図るため、「生活習慣病予防教室」や検診後の健康相談など、様々な健康教育を実施します。 生活習慣病の重症化予防や体重・筋力量の減少、低栄養によるフレイル等の予防改善に着目し、個々のリスクに応じた保健指導と健康教育を通じて健康寿命の延伸に向けた情報発信を行います。	健康推進課
総合検診の実施	国民健康保険加入者の20～39歳対象の「フレッシュ健診」、40～74歳対象の「特定健康診査」、後期高齢者医療制度加入者対象の「後期高齢者健康診査」を実施します。 また、健診受診者に対し、早期からの生活改善を促し生活習慣病予防又は重症化の予防を図るため、保健指導を行います。	健康推進課 保険年金課
各種検診の実施	がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、歯周病検診を実施し、各疾患の早期発見に努めます。	健康推進課
健康ポイント事業	住民が主体的に健康づくりに取り組むことを促し、健康習慣の実施に応じた特典を提供することで、健康習慣の定着や地域の活性化を目指します。	健康推進課
がん患者 QOL 向上事業	がん患者の生活の質の向上を図るため、在宅療養に必要なサービスの費用及びがん治療による外見の変化を補完する医療用補整具（医療用ウィッグ、胸部補整具、エピテーゼ等）の購入費用等の一部を助成します。	健康推進課
地域リハビリテーション活動の支援	リハビリテーション専門職等が行う介護予防の取り組みを総合的に支援し、介護予防の機能強化を図ります。	高齢者支援課

《社会福祉協議会・福祉関係機関の取り組み》

活動・事業	内 容
居場所づくりの推進	各地域で取り組んでいるサロン活動を支援し、生きがいと健康づくりを進めます。
福祉団体の活動支援	当事者団体やボランティア団体が、楽しみや生きがいを見出せるようサポートし、自主運営できるよう活動を支援します。

### 3 安心して子どもを産み育てられる地域づくりを進める



#### めざす方向

妊娠から子育て期にかけて、親子が安心して子どもを産み育てられるよう、子育て家庭の負担を軽減し、孤立を防ぎながら地域のつながりを活かした支援体制を構築します。

経済的・身体的・精神的な支援を充実させることに加え、妊娠期からの継続支援やひとり親家庭支援などを促進し、笑顔あふれる子育て環境を実現します。

#### 市民のみんなができること

- 近所の子育て家庭に声をかけておしゃべりや情報交換をし、孤立を防ぐ温かい見守りを行いましょう。
- 子ども食堂や子育てサロン、地域の公園などで子育て家庭と交流し、支え合いの輪を広げましょう。
- ファミリーサポートや育児相談などの支援制度を知り、必要な人に積極的に情報を伝えましょう。
- 公園や遊び場をきれいに保ち、子どもたちが安全に遊べる環境づくりに協力しましょう。

#### 市が取り組むこと

- 子育て家庭の経済的負担を軽減し、健康な成長を支援します。
- 妊娠期から出産・育児期まで、切れ目のない継続的な支援を行います。
- 相談体制の整備や地域での支え合いを促進し、子育ての不安解消と成長支援を図ります。
- 公園の管理・整備、校庭・園庭の一般開放により、子どもが遊べる身近な場を充実させます。

#### 社会福祉協議会・福祉関係機関が取り組むこと

- 子育て家庭へ経済的な支援を実施し、子どもの健やかな成長を促進します。
- 地域で子どもを見守り、子育てをサポートする活動への支援を行い、地域の支え合いを促進します。
- 子ども食堂の普及・支援を行い、食を通じて地域の子育て家庭をつなぎ、孤立防止を図ります。
- 地域における様々な交流機会を創出し、世代を超えて地域でのつながりをつくることのできるよう支援を行います。

《市の取り組み》

施策・事業	内容	担当部署
子ども医療費の助成	0歳から高校3年生相当までの子どもにかかる医療費（保険適用）の一部を助成します。	子ども教育課
こども家庭センターの設置	子ども家庭支援室（こども家庭センター）を設置し、全ての妊産婦と子ども、子育て世代へ一体的支援を行う機関として、0歳から18歳未満の子どもの健やかな成長を願い、子どもと家庭の様々な問題に対して相談支援を行います。	子ども教育課
こんにちは赤ちゃん事業	生後3～4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供・母子の心身の状況や養育環境の把握と助言を行い、支援が必要な家庭について適切なサービス提供につなげます。	子ども教育課
妊娠期からの育児支援	健やかな妊娠・出産を実現し、安心して育児ができるよう、「両親学級」と「離乳食教室」を実施し、妊娠期から乳児期における育児支援を行います。	子ども教育課
ファミリー・サポート・センター事業	地域における育児の相互援助活動として、仕事との両立や子育て中の方の育児支援を行うため、援助を受けたい人と、援助ができる人を適切につなぎ、結びつけます。	子ども教育課
発育発達支援事業	乳幼児健診や相談、「にこにこ教室」等で、発育発達に心配がある子どもを対象に、専門家の助言を受けながら小集団での遊びの場「きらりんくらぶ」などにつなげます。	子ども教育課
子育て支援・教育相談（スマイル）事業	登校しぶりや不登校で学校に行くことができない子どもの居場所として、日中の活動を支援します。 自立活動や創作活動、学習支援を通して、本人と家族の相談支援を行います。	子ども教育課
発達相談・トレーニング（ぱれっと）事業	幼稚園、小・中学校のことばや行動、人との関わり方、学習や発達に関する相談を行います。 また、放課後の時間を活用し、小・中学生を対象とした発達に関わる教育プログラム・発達トレーニングを実施します。	子ども教育課
児童遊園や公園の管理・整備	児童遊園や公園の管理や整備を行います。	子ども教育課 学校再編整備課
校庭・園庭の一般開放	地域の子どもたちの遊び場、市民の健康づくりやコミュニティの場として、小学校、子ども園及び幼稚園の校庭・園庭を開放します。	子ども教育課 教育総務課

《社会福祉協議会・福祉関係機関の取り組み》

活動・事業	内 容
ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭への家賃助成やフードバンクの利用など、経済的な負担軽減を図り、自立した生活が送れるよう支援します。
食を通じた交流の推進	地区社協やボランティアが実施する子ども食堂などの食を通じた取り組みを支援します。

## 基本目標3 一人ひとりに寄り添い『未来』へつなげるまちづくり

### 1 一人ひとりに寄り添う相談体制を整える



#### めざす方向

困りごとを抱える人が「どこに相談すればよいかわからない」という不安を解消し、身近な場所で気軽に話せる相談窓口を地域に整備し、早期に支援につなげていきます。

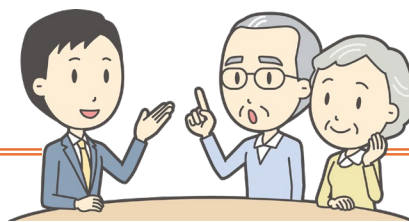
子どもから高齢者、障害者、ひとり親家庭など一人ひとりの状況に寄り添った支援体制の構築を進めるほか、包括的支援や教育相談、民生委員・児童委員との連携についても促進し、誰もが安心して相談できる地域のセーフティネット強化につなげます。

#### 市民のみんなができること

- 困っている人や相談したい様子の人を見かけたら、気軽に声をかけて話を聞き、必要な相談先につなげましょう。
- 民生委員・児童委員や地域の相談窓口の役割を知り、家族や近所の人に情報を共有しましょう。
- 自分や家族が困ったときは、一人で抱え込まず、地域の相談窓口や支援者に早めに相談しましょう。
- 相談を受けたときは、相手の話を否定せず、共感しながら一緒に解決策を考えましょう。

#### 市が取り組むこと

- 様々な困りごとを受け止め、適切な支援につなぐことができる体制を整備します。
- 民生委員・児童委員活動への支援を行い、地域に根ざした身近な相談体制を強化します。
- 高齢者や障害者、子育て家庭など多様なニーズに対応した相談支援を展開します。
- 子どもや保護者の抱える課題に寄り添い、不安を早期に解消します。



## 社会福祉協議会・福祉関係機関が取り組むこと

- 各種生活に関する相談を受け付け、経済的・精神的な困りごとを抱える人を支援します。
- 民生委員児童委員協議会との連携を強化し、地域の情報共有と相談支援ネットワークを構築します。
- 相談内容に応じて、市や関係機関、専門家と調整し、一人ひとりに合った支援につなげます。
- 各分野の相談員が連携強化を図り、住民に寄り添う質の高い相談支援体制を維持・向上させます。

### 《市の取り組み》

施策・事業	内容	担当部署
福祉総合相談窓口（総合案内）の設置	福祉に関する困りごとを中心に、様々な悩みや相談を聴き、適切な相談先へつなぐ福祉総合相談窓口（総合案内）の設置を検討します。	高齢者支援課 社会福祉課
民生委員・児童委員活動への支援	「民生委員児童委員協議会」の活動に関する経費について、補助金を交付します。また、民生委員・児童委員活動に必要な情報を提供し、活動を支援します。	社会福祉課
包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント業務を行う「地域包括支援センター」を委託・運営するとともに、機能の強化を検討します。また、身近な所で相談を受け付けて地域包括支援センターへつなぐための窓口（ランチ）業務と高齢者福祉サービスの実施を、市内6か所の社会福祉法人等（「在宅介護支援センター」）へ委託します。	高齢者支援課
教育相談・発達相談の実施	不登校や発達特性のある子ども、家庭に問題のあるケース（虐待を含む）に対して学習サポートや相談業務を行い、家族も含めた支援を行います。	子ども教育課

### 《社会福祉協議会・福祉関係機関の取り組み》

活動・事業	内容
各種生活に関する相談の受付	福祉に関する専門職が、各関係機関と連携し、あらゆる相談に応じます。
相談支援体制の充実	各関係機関の連携強化を図り、どこに相談しても対応できる支援体制の充実を目指します。
民生委員児童委員協議会との連携	民生委員・児童委員に関する理解を深め、身近な相談場所を増やすとともに、専門機関として民生委員・児童委員活動を支援します。

## 2 困りごとを抱える人をみんなで支える



### めざす方向

生活困窮、DV、虐待、後見など様々な困難を抱える人を、地域全体で見守り支え、一人で抱え込むことのない支援体制を整えていきます。

様々な困りごとの早期発見から自立支援まで切れ目のない支援を提供し、誰もが安心して暮らせるセーフティネットを構築するとともに、困りごとを抱える人を「みんなで支える」地域を実現します。

### 市民のみんなができること

- 近所で困っている様子の人を見かけたら、気軽に声をかけて話を聞き、必要な支援につなげましょう。
- DV や虐待の兆候に気づいたら、一人で解決しようとせず、すぐに相談窓口や専門機関に連絡しましょう。
- 社会を明るくする運動などに参加し、犯罪や非行のない地域づくりへの意識を高めましょう。
- 困りごとを抱える人を偏見なく受け止め、支え合いの輪に迎え入れるよう心がけましょう。

### 市が取り組むこと

- 生活困窮者の自立支援を推進し、就労・住宅・生活再建に向けた総合的な支援を行います。
- DV 緊急避難の支援や障害者・高齢者・児童虐待防止対策を実施し、被害者の安全確保と早期対応を図ります。
- 社会を明るくする運動の実施により、非行防止や更生支援の地域意識を高めます。
- 全ての人が地域で自分らしく暮らすことができるよう、判断能力が不十分な方の権利擁護を支援します。

### 社会福祉協議会・福祉関係機関が取り組むこと

- 生活に困りごとを抱える人に寄り添い、地域で自立した生活を送ることができるようサポートします。
- 後見制度や意思決定支援を必要とする方に必要な支援が届くよう、成年後見制度の利用促進に努めます。
- 困りごとを抱える人に必要な支援が届くよう、広く福祉に関する情報を提供し、地域住民に周知します。

《市の取り組み》

施策・事業	内容	担当部署
生活困窮者の自立に向けた支援	生活保護に至る前段階での自立支援策の強化を図るため、ホームレスを含む生活困窮者に対し、「住居確保給付金」の支給や就労支援等を行い、自立に向けた支援を図ります。	社会福祉課
DV 緊急避難の支援	配偶者からの暴力を受けた被害者とその家族に、緊急避難のための緊急的一時保護、避難費を支給し、被害者の保護を図ります。	子ども教育課
「社会を明るくする運動」の実施	保護司や更生保護女性会と共に「社会を明るくする運動」を実施し、犯罪や非行の防止と犯罪をした人たちの更生、再犯防止を呼びかけます。	社会福祉課
障害者虐待防止対策の実施	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、「南房総市障害者虐待防止センター」では、地域の関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。	社会福祉課
高齢者虐待防止対策の実施	高齢者虐待の早期発見と防止を図るため、「高齢者虐待防止ネットワーク代表者会議」を開催します。	高齢者支援課
児童虐待防止対策の実施	児童虐待の早期発見・早期対応、虐待が疑われる児童の見守りを、「子ども家庭支援室（こども家庭センター）」と各小中学校・子ども園等や児童相談所・警察等関係機関が連携して行います。 また、児童虐待防止については、子ども家庭支援室内の保健係（母子保健）と支援係（家庭児童相談員・スマイル・ぱれっと）が中心となり、関係機関と連携しながら進めます。	子ども教育課
成年後見制度の利用促進	南房総市・館山市・鴨川市及び鋸南町の3市1町で設置している「安房地域権利擁護推進センター」（中核機関）において、必要な人に成年後見制度の利用に向けた適切な支援を行います。	高齢者支援課

《社会福祉協議会・福祉関係機関の取り組み》

活動・事業	内 容
権利擁護の推進	高齢者や障害のある方がその人らしく地域で生活が維持できるよう日常生活自立支援事業や成年後見制度への利用を促進します。
自立した生活に向けた支援の推進	日頃から困難を抱えている世帯に対して、生活困窮者自立支援に関する相談や貸付相談を実施し、生活の安定化を図ります。
広報啓発の充実	社会福祉協議会を紹介するホームページの運営やパンフレット・広報紙の発行、マスコットキャラクターを効果的に活用し、福祉に関する情報を市民へ提供します。 地域福祉活動が積極的に展開できるよう、また、災害時には迅速な情報をリアルタイムで発信できるよう、SNS などを利用し、福祉情報やボランティア情報の提供に努めます。

## ■再犯防止の推進について【再犯防止推進計画】

### ①再犯防止推進計画について

近年、刑法犯認知件数は減少傾向にあったものの、令和4年以降増加に転じ、再犯率も上昇傾向が続いています。このような状況下で、安全で安心な地域社会の実現には、再犯防止が欠かせない課題となっています。こうした背景を受け、国は平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）を施行しました。この法律は、出所者等の社会復帰を支援するための施策を推進し、国だけでなく地方公共団体にも再犯防止推進計画の策定を努力義務として位置づけています。

再犯防止において重要な課題は、住居確保、就労支援、生活環境の整備、福祉・医療・教育の連携など多岐にわたります。犯罪歴のある方が地域で孤立せず、円滑に社会復帰できる支援体制を構築することで、再犯リスクを低減し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画では、この再犯防止推進計画を初めて包含し、一体的に策定します。

#### 国が示す「第二次再犯防止推進計画」における重点課題

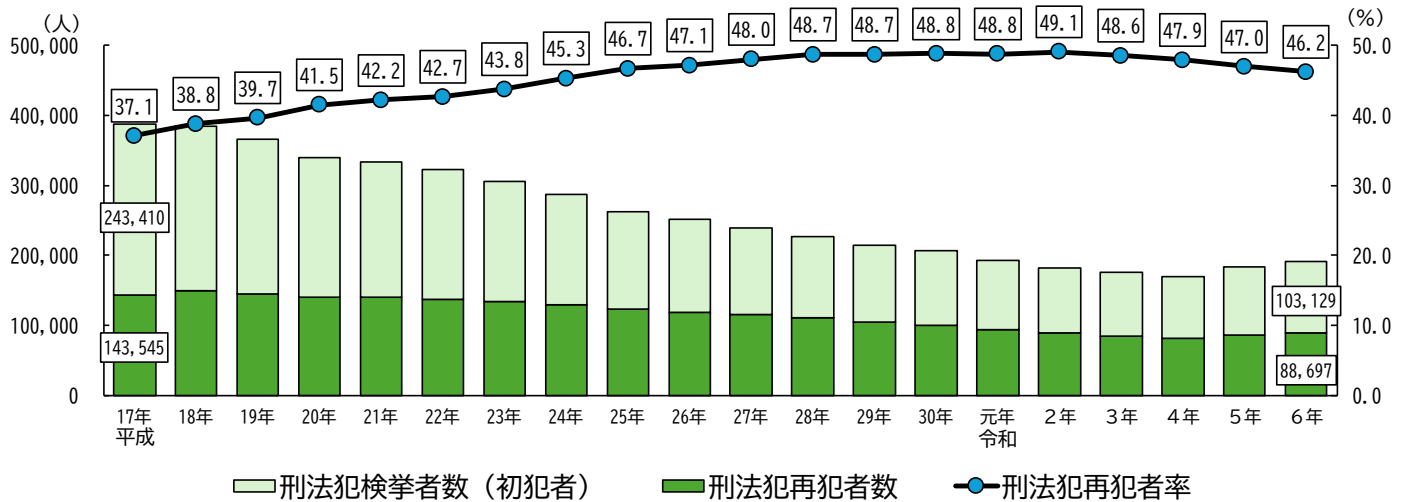
- ①就労・住居の確保等
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③学校等と連携した修学支援の実施等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤民間協力者の活動の促進等
- ⑥地域による包摂の推進
- ⑦再犯防止に向けた基盤の整備等

### ②我が国の再犯を取りまく現状

刑法犯検挙人員（初犯者）は長期間減少傾向にありましたが、令和5年（97,170人）、令和6年（103,129人）と増加に転じています。一方、再犯者検挙人員は令和元年（89,667人）から令和6年（88,697人）まで緩やかな減少にとどまり、再犯率は49.1%（令和2年）をピークに48.6%（令和3年）、46.2%（令和6年）とやや下降傾向を示しています。

しかし再犯率は依然として検挙人員の約半数を占める高水準で推移しており、出所者等が直面する住居・就労・生活困窮などの課題が社会復帰を阻害しています。このような状況は、地域の安全・安心を維持するための継続的な支援の必要性を示しており、今後はより一層の再犯防止施策推進が求められます。

【刑法犯検挙者における再犯者数と再犯率（全国）】



出典：犯罪統計（警察庁）

### ③基本方針

国の「第二次再犯防止推進計画」及び千葉県「再犯防止推進計画」の方針を踏まえ、本市では再犯防止を地域福祉の重要な柱として位置づけ、以下の基本方針を定めます。

#### ○地域全体での再犯防止の推進

出所者等の社会復帰を支える仕組みを、地域福祉計画と一体的に構築し、持続可能な支援体制を確立します。

#### ○予防と理解促進の基盤づくり

犯罪・非行の未然防止と立ち直り支援の意義を地域に浸透させ、誰もが参加できる支え合いの文化を育てます。

#### ○多様な支援サービスの連携基盤の強化

福祉・医療・介護等の既存資源を最大限活用し、関係機関間のネットワークを整備します。

#### ○役割分担に基づく効率的な支援体制

各機関の専門性を活かした連携モデルを構築し、支援の切れ目をなくします。

#### ④今後の方向性

- ・再犯防止施策の推進にあたっては、出所者等の生活実態や支援ニーズを把握しつつ、国及び千葉県の計画との整合性を図りながら、庁内関係部署や関係機関との連携体制を整え、地域の実情に即した取り組みを計画的に進めます。
- ・犯罪や非行を未然に防止し、また、犯罪をした人等の立ち直りを支援する取り組みについて周知し、広く市民の関心と理解を醸成します。
- ・犯罪をした人等、支援を必要とする人に介護、福祉、保健、医療等の適切なサービスが提供できるように、関係機関・団体等との連携強化を図ります。
- ・関係機関・団体等の適切な役割分担を踏まえ、犯罪をした人等に対する立ち直りを支援する取り組みを進めます。

### コラム 社会を明るくする運動

法務省が主唱する「社会を明るくする運動」は、国民の皆さんが犯罪や非行の防止、犯罪・非行をした人々の立ち直り支援について理解を深め、行政・住民・事業者・学校などが協力して、安全で安心な地域社会を築く全国的な取り組みであり、再犯防止の意識を高める上で欠かせない運動です。

毎年7月は「強調月間」として位置づけられ、再犯の防止等の推進に関する法律における再犯防止啓発月間でもあります。この時期に街頭キャンペーンやポスター掲示を実施するほか、公開講演会や作文・ポスターコンテストを開催し、再犯防止の意義や地域での支え合いを広く伝えます。こうした活動を通じて、地域全体の理解と参加を促します

### 3 地域で生活するための環境を整える



#### めざす方向

年齢や障害の有無、経済状況にかかわらず、誰もが地域で自立した生活を送り、仕事や住まいを確保できる基盤を整えていきます。

住宅支援、就労・スキルアップ支援などを通じて、住まい・仕事・生活の安定を図り、地域資源を活かした持続可能な暮らしを支える環境を構築します。

#### 市民のみんなができること

- 障害のある人や高齢者が、「働くこと」や「社会に関わること」を自分のペースで続けられるよう、地域ぐるみで支え合いましょう。
- 高齢者や障害のある人が働きやすい職場環境を整えたり、スキルアップを応援したりしましょう。
- 地域の就労支援事業や住宅支援制度を知り、必要な人に情報を共有しましょう。
- 移住者や新規就農者など、地域で活躍する人を温かく迎え入れ、支え合いの輪に加えましょう。

#### 市が取り組むこと

- グループホームへの助成などを通して、障害のある人が地域で安定した生活を送ることができるよう支援します。
- ひとり親家庭への支援を促進し、自立に向けたスキル習得を支援します。
- シルバー人材センター運営への助成や就労・スキルアップ支援事業の充実を図り、高齢者の活躍の場を広げます。
- 新規就農者への支援、漁業後継者の育成、空き家の利活用など、生活基盤強化のための多様な施策に取り組めます。

#### 社会福祉協議会・福祉関係機関が取り組むこと

- 生活が困難な人の働く意欲やスキルを育て、自立に向けた第一歩を支えます。
- 市や事業者と連携して経済的な問題で困りごとを抱える人の相談に応じ、地域での自立した生活に向け支援します。また、必要に応じて適切な機関へとつなぎます。

《市の取り組み》

施策・事業	内容	担当部署
障害者グループホーム・知的障害者生活ホームに関する助成	グループホーム・生活ホームの運営者に対し、事業に要する費用の一部を助成します。また、入居者に、家賃を助成します。	社会福祉課
「母子家庭等自立支援教育訓練給付金」の支給	母子家庭の母、父子家庭の父の自立を促すため、就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講し、修了した場合に、受講費の一部を支給します。	子ども教育課
シルバー人材センター運営への助成	「南房総市シルバー人材センター」の健全な運営と高齢者等の雇用の安定を図るため、補助金を交付します。	高齢者支援課
就労・スキルアップ支援事業の充実	中小企業者の代表者又は従業員が職務上必要な技術、技能等を習得するための研修、若しくはこれに準ずる講習会等の受講や資格などの取得を支援します。	商工課
新規就農者への支援	就農へ向けた準備段階となる技術、知識などの研修と就農直後の経営の安定化や農地確保等を支援し、新たな就農者を確保・育成します。	地域資源再生課
漁業後継者の育成	漁業従事者の減少・高齢化が進む中で、漁業が持続的に発展していくよう、意欲ある新規漁業就業者を確保し後継者を育成します。	農林水産課
空き家バンク事業の充実	市内の空き家の所有者と利用希望者とを適切に結びつけ、空き家利用促進のため改修費用を助成します。また、「南房総市空き家バンク協議会」と協働で専門的支援を行います。	建設課
住宅取得奨励金の交付	若者世代支援・地元業者育成、定住促進と地域経済の活性化を図るため、一定要件を満たす新築住宅取得者に対し、奨励金を交付します。	建設課

《社会福祉協議会・福祉関係機関の取り組み》

活動・事業	内容
生活困窮者の就労準備支援	就労ができず生活が困難な方が就労し、自立した生活が送れるよう支援します。
終活に向けた取り組みの支援	不動産や財産等の相続など終活に向けた相談の取り組みを支援します。

# 第5章



## 計画の推進と進行管理



# 1 計画の推進と進行管理

本計画は、市民・地域団体・社会福祉協議会・関係機関など、多様な主体が連携・協働しながら推進していく「みんなで進める計画」です。計画期間中も、社会情勢や地域課題の変化に応じて、柔軟に取組内容を見直しながら進めていくことが求められます。

## 1 推進体制の整備

地域福祉の推進にあたっては、市が計画全体の総合調整や事業推進の支援を行うとともに、社会福祉協議会が地域住民や関係団体との連携・協働の中心的役割を担います。

また、地域包括支援センター、民生委員児童委員協議会、福祉関係団体などの多様な主体が、それぞれの活動領域やネットワークを活かして連携を強化し、地域課題の解決に取り組めます。

## 2 進行管理の方法

計画の着実な推進を図るため、定期的に取り組状況を点検し、実施上の課題や新たな地域課題を把握します。

点検結果は、市及び社会福祉協議会が情報共有を行い、必要に応じて関係機関で協議し、次年度の取り組みに反映します。

このサイクルを通じて、計画が実情に即した実効性のあるものとして維持されるよう努めます。

## 3 協働と情報共有

地域福祉の推進には、市民・地域団体・事業者など、多様な主体が連携して支援の輪を広げていくことが欠かせません。

そのため、市と社会福祉協議会が中心となり、地域福祉に関する取り組みや成果を広報紙やホームページなどを通じて積極的に発信し、理解と参加を広げていきます。

同時に、地域の取組事例や課題の共有を通じて、相互の学び合いや協働の促進を図ります。

## 4 計画の見直し

本計画は、社会情勢の変化、関連施策の改正、地域の実態変化などに応じて、必要に応じた見直しを行います。今後も、地域の多様な声を反映しながら、持続的に地域福祉を推進できる体制の構築を目指します。



# 第6章



## 資料編



## 資料 1 南房総市附属機関設置条例

平成26年3月12日

条例第1号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関の設置に関しては、法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表の名称の欄に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担任する事務、定数及び任期は、同表の当該各欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、その職にあるために附属機関の委員に委嘱され、又は任命された者の任期は、その在職期間中とする。

3 第1項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(以下略)

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関	名称	担任する事務	定数	任期
市長	略			
	南房総市地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画の策定及びその実施に関し必要な事項を調査審議すること。	18人以内	委嘱又は任命の日から審議終了の日まで
	略			

## 資料2 南房総市地域福祉計画策定委員会規則

平成30年10月12日

規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、南房総市附属機関設置条例（平成26年南房総市条例第1号）に基づき設置された南房総市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、南房総市地域福祉計画に関する事項について調査及び審議し、その結果を答申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉事業関係者
- (3) 市民で構成する団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 必要な資料の収集、調査及びその他各種の研究を行うため、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、検討した事項を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 資料3 南房総市地域福祉活動計画策定委員会設置規程

南房総市社協規程第4号

(設置)

第1条 社会福祉法人南房総市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、南房総市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を協議するため、南房総市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、会長の諮問に応じ、南房総市地域福祉活動計画に関する事項について調査及び審議し、その結果を答申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉事業関係者
- (3) 市民で構成する団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 必要な資料の収集、調査及びその他各種の研究を行うため、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、検討した事項を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 資料4 南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

任期 令和7年8月21日から審議終了の日まで

No	委嘱区分	名称	役職	氏名	備考
1	学識経験者	南房総市議会	議員	神作 紀史	委員長
2		作新学院大学女子短期大学部	教授	坪井 真	副委員長
3		松永醫院	院長	松永 平太	
4		千葉司法書士会	司法書士	庄司 圭	
5	社会福祉 事業関係者	南房総市社会福祉協議会	会長	岩波 正弥	
6		南房総市地域自立支援協議会	会長	山口 喜男	
7		南房総市地域包括支援 センターアイリスの里 (あんしんセンター富浦・富山)	管理者	榎橋 明美	
8		南房総市地域包括支援 センターリブ丸山 (あんしんセンター丸山・和田)	管理者	山本 三千代	
9		こども家庭センター	統括支援員	飯田 章子	
10	市民で構成 する団体の 代表者	南房総市民生委員児童委員 協議会	会長	青木 和詳	
11		安房地区保護司会南房総支部	支部長	吉野 充	
12		南房総市ボランティア連絡 協議会	会長	伊勢田 照子	
13		南房総市行政連絡協議会	会長	堀江 正敏	
14		南房総市老人クラブ連合会	会長	片岡 攻	
15	関係行政 機関の職員	千葉県 (安房健康福祉センター地域 福祉課)	地域福祉課長	露崎 多佳子	
16		千葉県(君津児童相談所)	主任上席児童 福祉司兼 児童福祉課長	吉田 勝幸	

## 資料5 計画策定までの経過

年月日	実施内容
令和7年8月21日	<p>第1回 策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付</li> <li>・南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に関する諮問</li> <li>・議題               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第2次南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画について</li> <li>(2) 計画策定に係るスケジュール等について</li> <li>(3) 市民意識調査アンケートについて</li> </ul> </li> </ul>
9月上旬 ～9月30日	<p>市民意識調査アンケート調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内在住の18歳以上の市民より無作為抽出</li> <li>・郵送による配付、回収</li> <li>・発送数：1,500件 回収数：822件（回収率：54.8%）</li> </ul>
10月11日	<p>意見交換会①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地 区：白浜・千倉・丸山・和田地区</li> <li>・会 場：千倉保健センター 3階機能訓練室</li> <li>・時 間：9:30～12:00</li> <li>・参加者：29人</li> </ul> <p>※一般市民、区長、地区社会福祉協議会委員、民生委員・児童委員、ボランティア団体、子ども子育て支援団体等が参加</p>
10月11日	<p>意見交換会②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地 区：富浦・富山・三芳地区</li> <li>・会 場：三芳農村環境改善センター</li> <li>・時 間：14:00～16:15</li> <li>・参加者：27人</li> </ul> <p>※一般市民、区長、地区社会福祉協議会委員、民生委員・児童委員、ボランティア団体、子ども子育て支援団体等が参加</p>
12月8日 ～12月22日	<p>福祉団体意識調査（福祉団体アンケート）</p> <p>NPO、地域づくり協議会、ボランティア連絡協議会、サロン団体、老人クラブ連合会、地区社会福祉協議会等にアンケート調査を実施</p>
令和8年1月30日	<p>第2回 策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議題               <ul style="list-style-type: none"> <li>南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul> </li> </ul>

<p>2月5日 ～3月6日</p>	<p>市民等意見募集（パブリックコメント）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公表資料の閲覧方法</li> <li>社会福祉課・市民課・朝夷行政センター・各地域センター窓口で閲覧、南房総市ホームページ</li> </ul>
<p>3月19日</p>	<p>第3回 策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議題</li> <li>（1）パブリックコメントについて</li> <li>（2）南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画（最終案）について</li> <li>（3）答申（案）について</li> </ul>
<p>3月24日</p>	<p>市長へ答申</p>

南社第951号  
令和7年8月21日

南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画  
策定委員会 委員長 神作 紀史 様

南房総市長 石 井 裕

第2次南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画について（諮問）

第2次南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画を定めるに当たり、南房総市地域福祉計画策定委員会規則（平成30年規則第39号）第2条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

令和8年3月24日

南房総市長 石井 裕 様

南房総市地域福祉計画・  
地域福祉活動計画策定委員会  
委員長 神作 紀史

第2次南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画について（答申）

令和7年8月21日付け南社第951号で諮問のありました第2次南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について、慎重に審議を重ねてまいりました。

その結果、基本理念に掲げた「みんながつながり支え合う みんなにやさしいまちづくり」の実現に向けた本計画の施策は概ね適切なものと認めます。

なお、本計画の実施にあたっては、下記に掲げる事項に留意して実現に努められるよう要望します。

記

- 1 支え合い助け合い「人」がつながるまちづくりの推進  
互いに支え合い助け合う地域づくりの推進と災害などの緊急時に要支援者への支援を強化する仕組みの構築を要望します。
- 2 誰もが安心して「夢」を持って暮らせるまちづくりの推進  
誰もが地域で安心して自分らしく暮らせる環境を整え、心身の健康づくりと健康寿命の延伸に取り組み、地域全体で子育てを支える体制の強化や世代間交流、誰もが尊厳を持って暮らせる取り組みの推進を要望します。
- 3 一人ひとりに寄り添い「未来」へつなげるまちづくりの推進  
誰もが必要なサービスや支援にスムーズにアクセスできる体制を構築することと社会的弱者が孤立せず未来へつなげる支援を要望します。

あったかささえあいプラン  
第2次南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画

---

令和8年3月

発行 南房総市／社会福祉法人 南房総市社会福祉協議会





